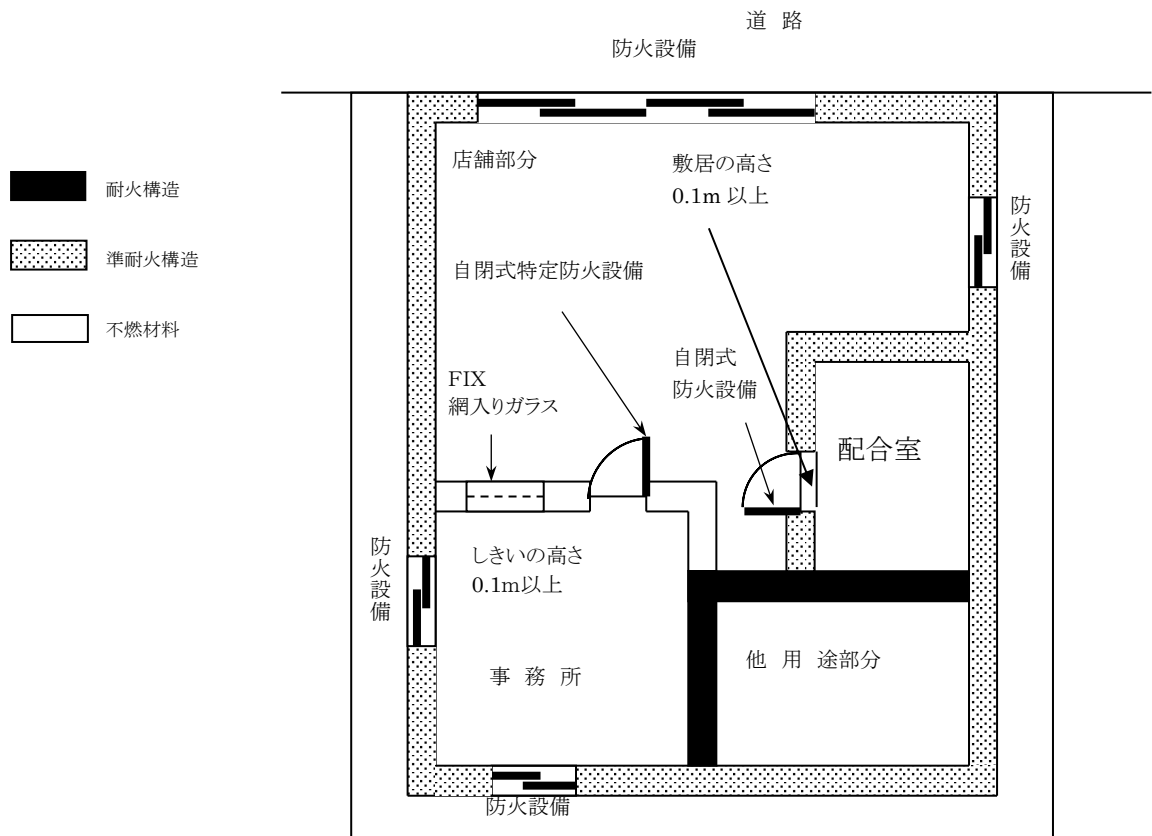


第 1 1 節 販売取扱所の基準

第 1 第 1 種販売取扱所（政令第18条第 1 項）

- 1 販売取扱所に事務所その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次によること。
 - (1) 壁は不燃材で造り区画すること。
 - (2) 出入口には、自動閉鎖の特定防火設備又は防火設備を設けること。
 - (3) 窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

図 4 - 1 1 - 1 事務室の設置例



- 2 配合室の壁の区画は準耐火構造にすること。

(注) 平成 1 2 年の法令改正以前に設置された施設を除く。

第 2 第 2 種販売取扱所（政令第18条第 2 項）

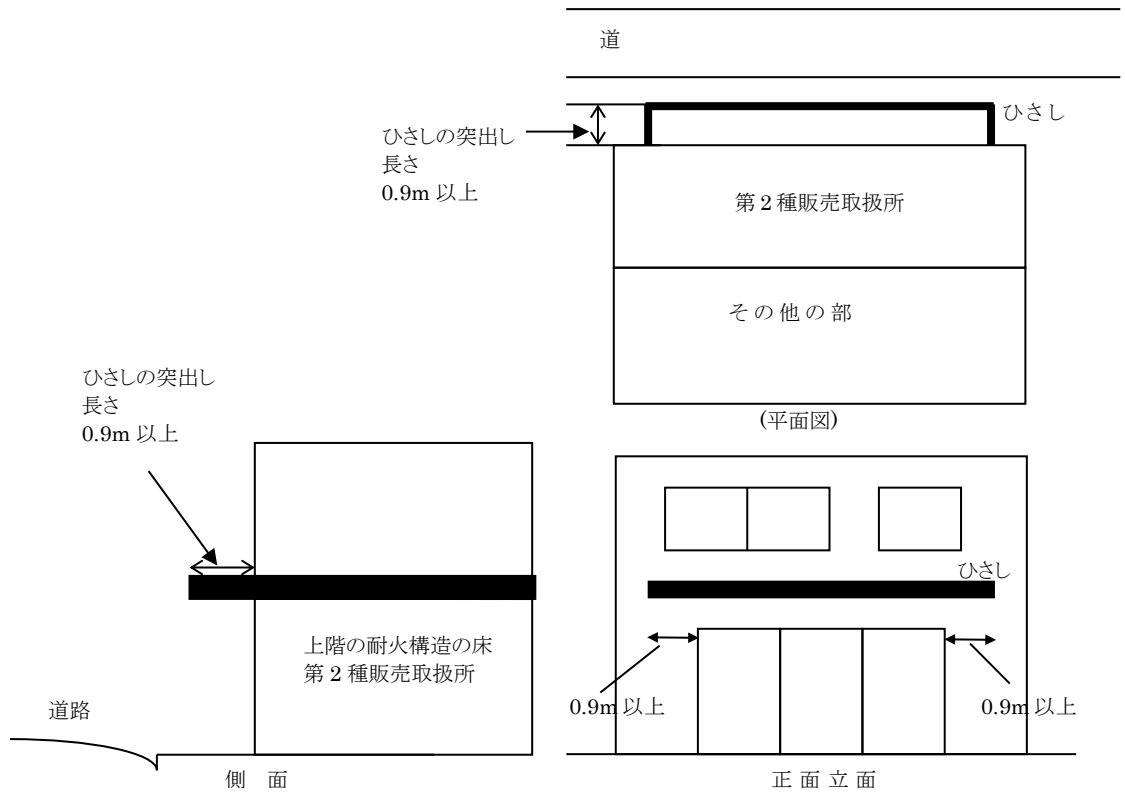
前記 1 によるほか、次によること。

- 1 上階への延焼防止措置（政令第18条第 2 項）（S46.7.27 消防予第106号質疑）

「上階への延焼を防止するための措置」には、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける等の方法があること。

なお、ひさしを設ける場合にあっては、突き出しの長さを0.9メートル以上とすること。

図 4 - 1 1 - 2 上階への延焼を防止するための措置例



2 ひさしが設けられない場合は、次の各号に適合することにより上階への延焼防止措置を講じたものと認める。

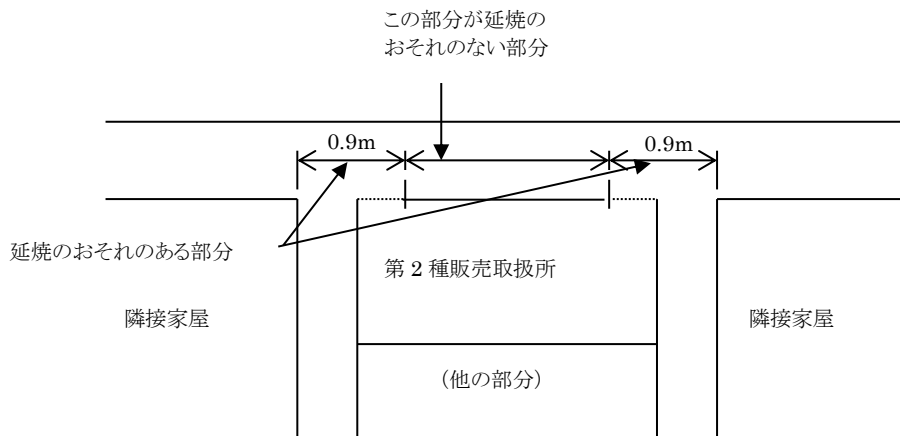
- (1) 上階の外壁が耐火構造又は防火構造であること。
- (2) 当該販売所の開口部に面する側の直上階の開口部に、F I Xの特定防火設備又は防火設備が設けられていること。(S48.8.2 消防予第121号質疑)

3 他用途部分との隔壁に監視用の30×40センチメートル以下の窓（F I Xの網入りガラスとし、火災感知器連動又は温度ヒューズ付き攻守防火シャッターとする。）

4 延焼のおそれのない部分（政令第18条第2項第3号）

当該取扱所の両側に近接する建築物との間隔が、0.9メートル以上である取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分として取り扱う。(S46.7.27消防予第106号質疑)

図 4 - 1 1 - 3 「延焼のおそれのある壁」及び「延焼のない部分」の例



第 12 節 移送取扱所の基準

移送取扱所の基準は次によること。(S49.4.25 消防予第 63 号質疑)

1 移送取扱所に該当しないもの

- (1) 石油パイプライン事業法(昭和 47 年 6 月 26 日法律第 105 号)の適用を受けるもの。
- (2) 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一の道路又は第三者(危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。)の敷地を通過するもので、次のア又はイの要件を満たすもの。

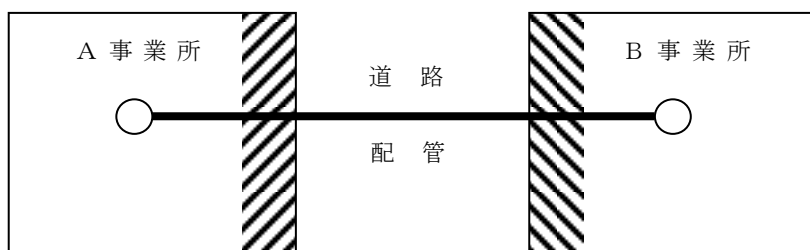
ア 道路にあっては、配管が横断するものであること。

イ 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね 100 メートル以下のものであること。

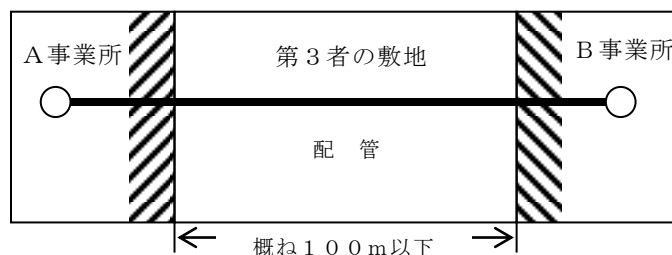
図 4-12-1 移送取扱所に該当しないもの

例図 1

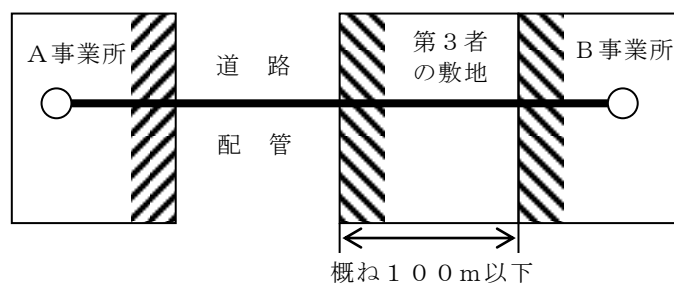
(その 1)



(その 2)

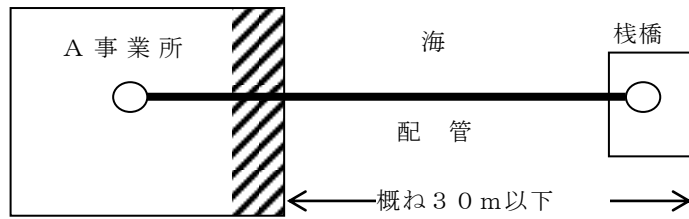


(その 3)



- (3) 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第 1 石油類を移送する配管の内径が 300 ミリメートル以上のものを除く。)の長さがおおむね 30 メートル以下のもの

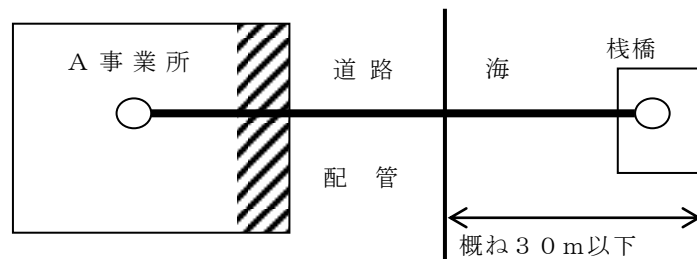
例図 2



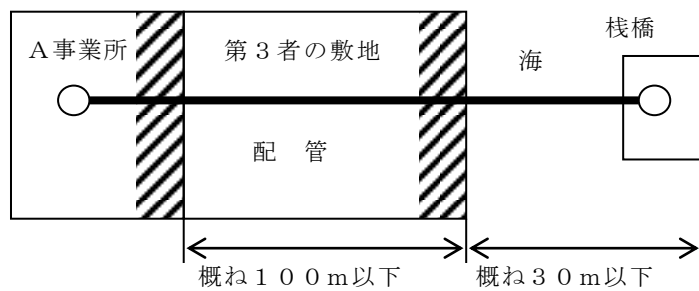
(4) 前記(2)及び前記(3)の要件を満たすもの

例図 3

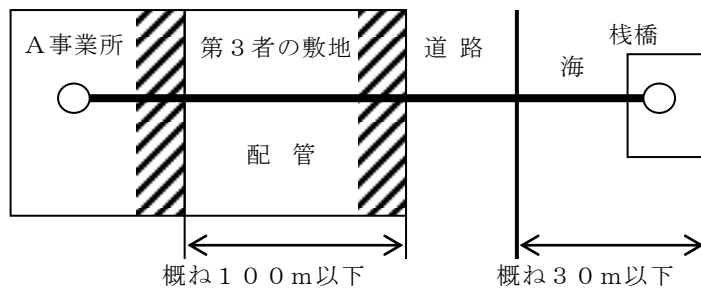
(その 1)



(その 2)



(その 3)



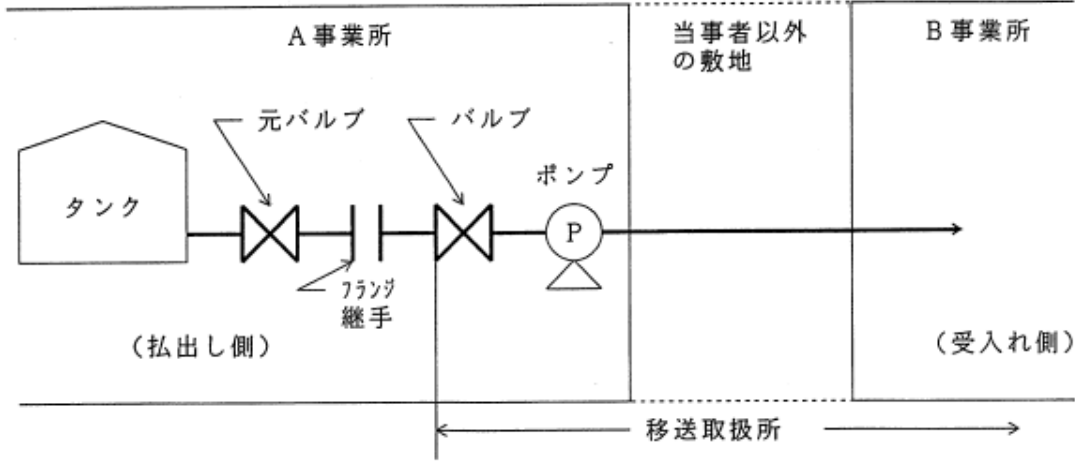
2 移送取扱所の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 払い出し側

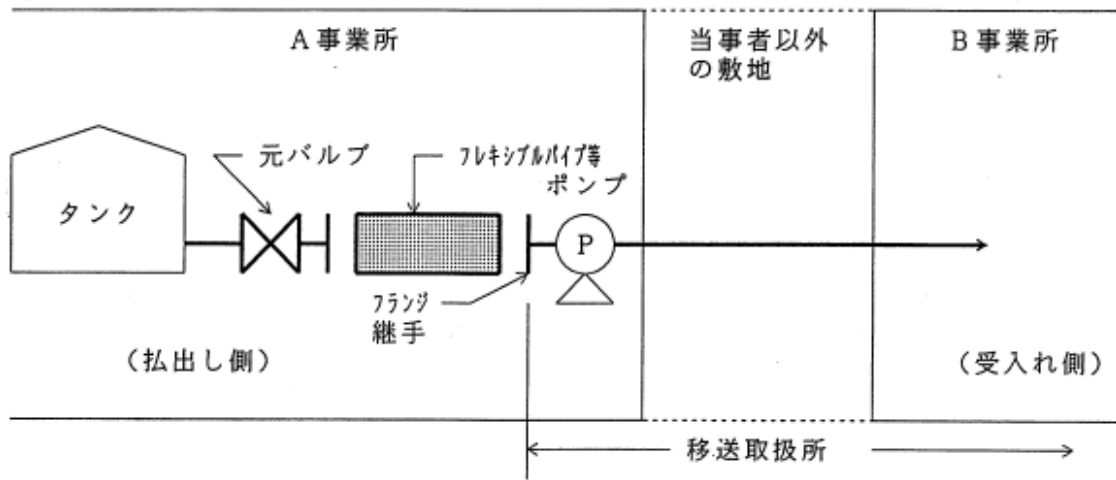
ア ポンプ注入側直近に弁がある場合は、当該弁を含み、弁がない場合は、当該ポンプの吸入側に最も近い箇所にある弁（最も近い箇所にある弁がタンクの前バルブであるときは、当該弁に至る配管）までとする。

図3-12-2 移送取扱所の範囲の例

例図1 ポンプ注入側直近に弁がある場合



例図2 タンクの付属設備まで弁がない場合



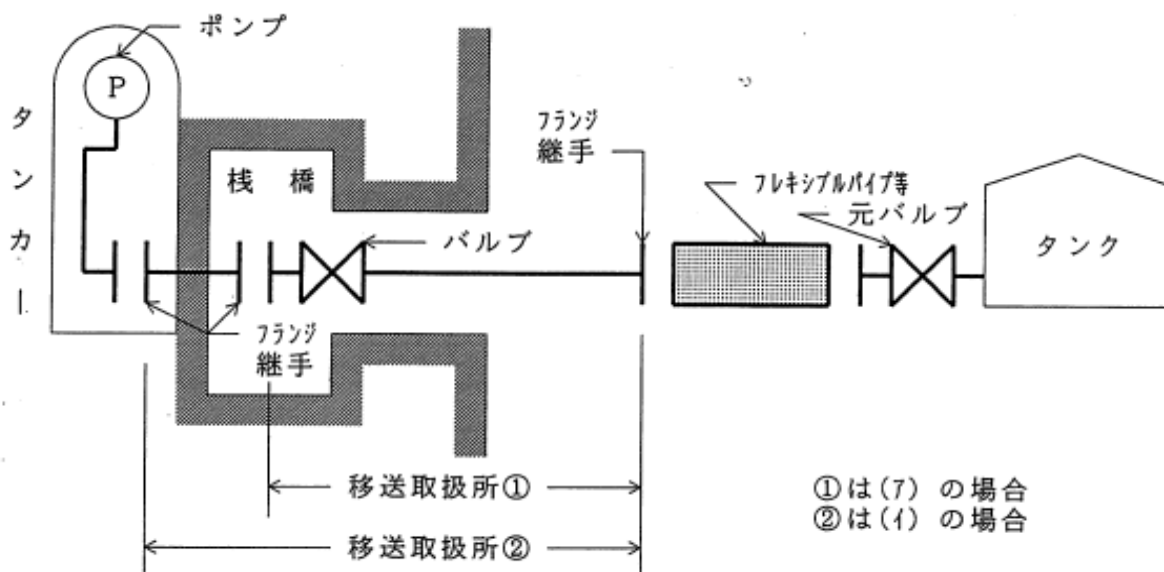
イ 危険物を運搬する船舶から陸上への払出し施設

船が離れた場合に残る施設（ホース、ローディングアーム等）は、すべて移送取扱所の範囲とする。

(ア) ホース又はローディングアームが船の設備である場合の範囲は、注入口のフランジ又は結合金具から元弁のフランジと結合するフランジまでとする。

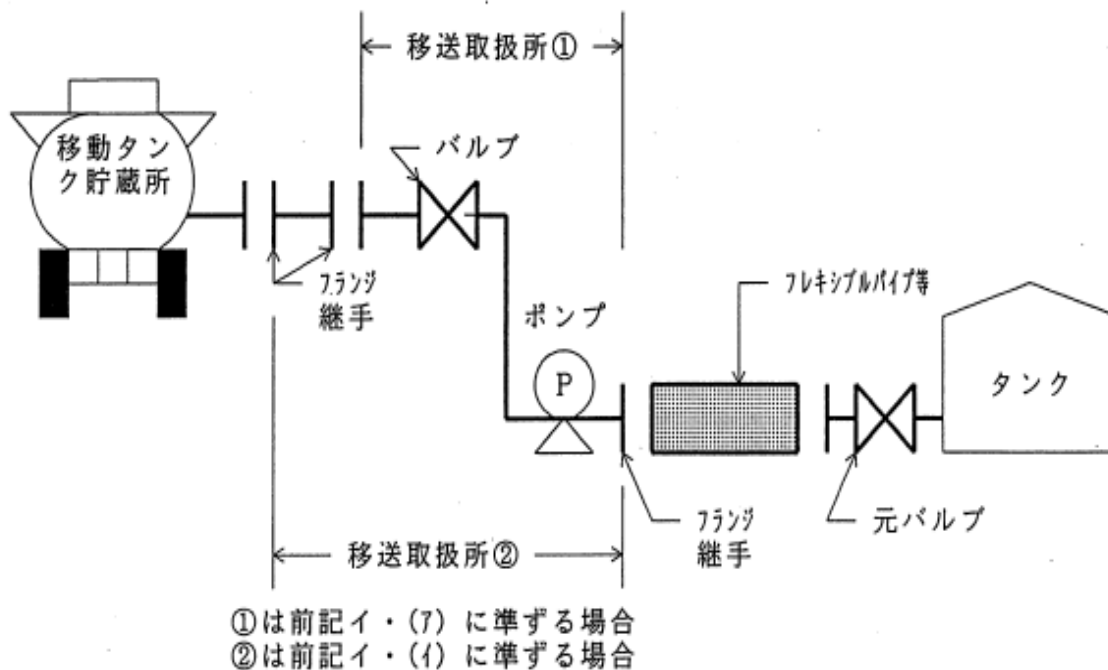
(イ) ホース又はローディングアームが屋外タンク側の付属設備物である場合の範囲は、当該ホース又はローディングアームが屋外タンク側の付属設備物である場合の範囲は、当該ホース又はローディングアームの先端からタンク元弁のフランジと結合するフランジまでとする。

例図3 船舶から陸上への払出の場合



ウ 移動タンク貯蔵所からの危険物の払出し施設
前記イに準ずる。

例図4 移動タンク貯蔵所からの払出の場合

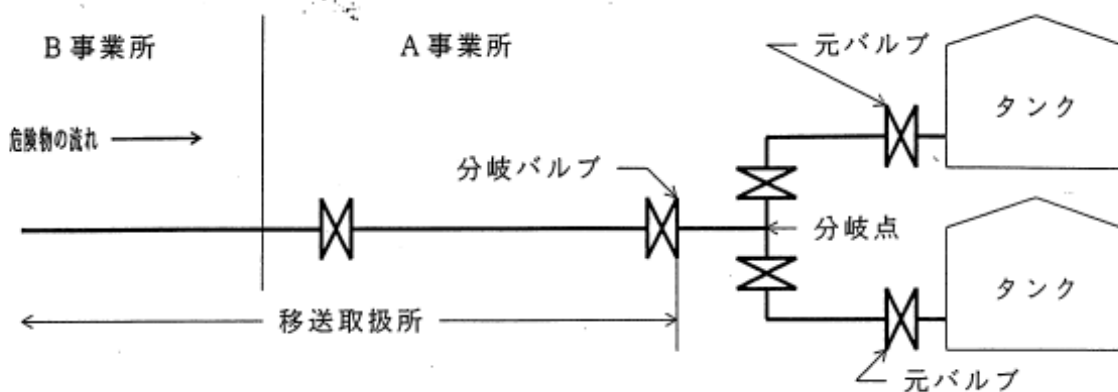


(2)

ア 危険物を受入れる施設が存する施設（船舶の受入れを除く。）

(7) 分岐配管によって分岐しているときは、その分岐弁までとする。

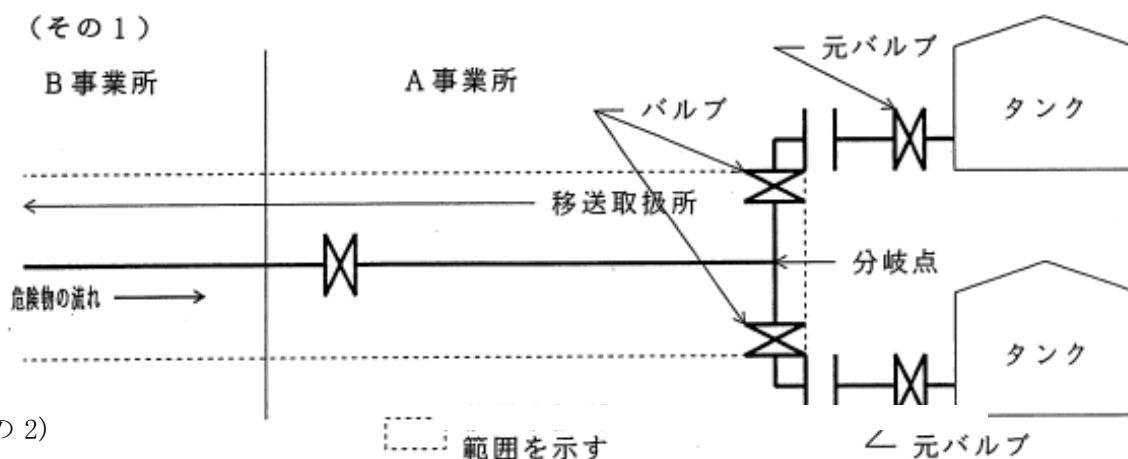
例図5 分岐弁のある場合



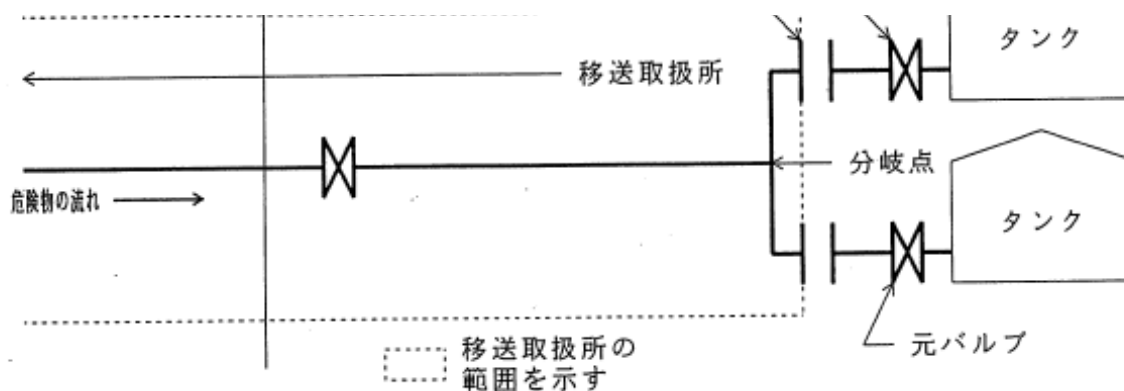
(イ) 分岐配管により分岐しており、分岐弁のないときは分岐点から最も近い下流の側にある弁までとする。この場合において、分岐点から受入れ側のタンクの元弁までの間に弁がないときは、当該元弁のフランジと結合するフランジまでとする。

例図6 分岐弁のない場合

(その1)

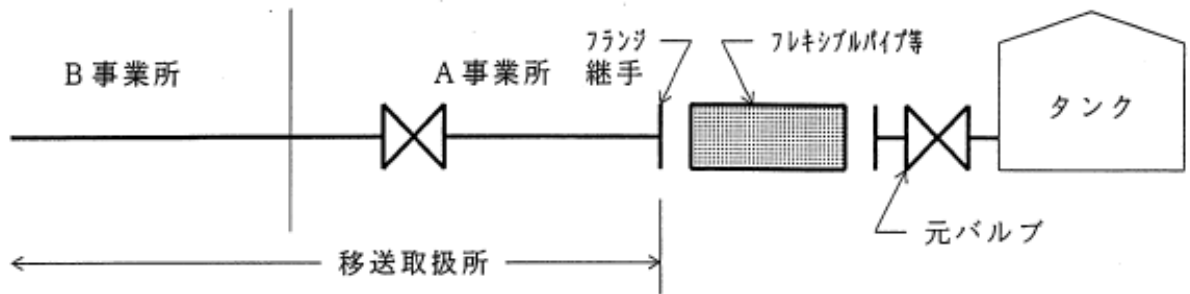


(その2)



(ウ) 配管が分岐されていないときは、受入れ側のタンクの元弁のフランジと結合するフランジまでとする。

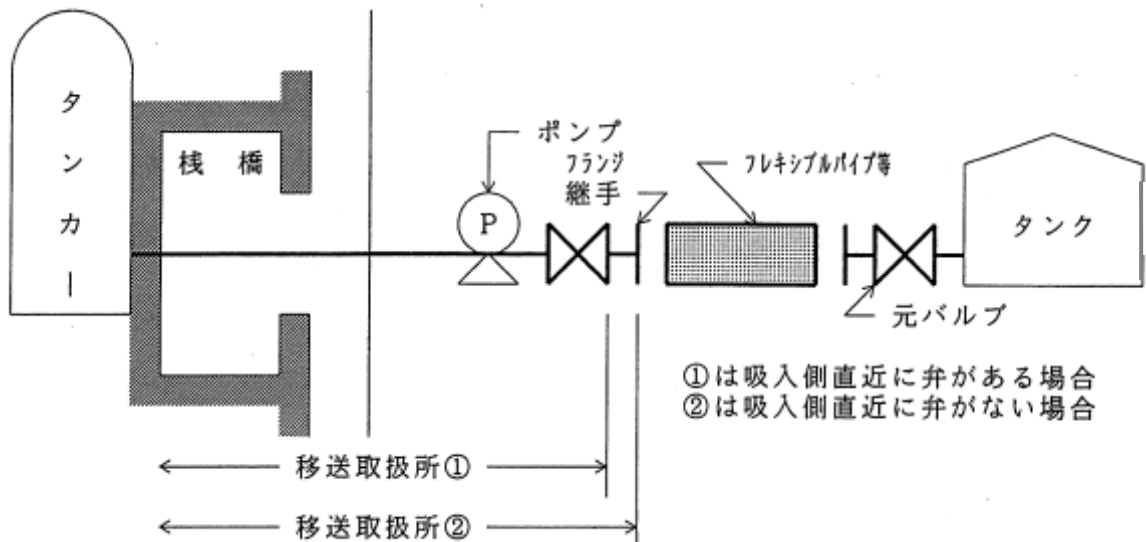
例図7 分岐配管のない場合



イ 危険物を船舶に受け入れる施設

ポンプ注入側の直近の弁までとする。この場合において、直近に弁がないときは、タンク元弁のフランジと結合するフランジまでとする。

例図8 危険物を船舶に受入れる施設



第13節 消火設備の基準

第1 消火設備の技術基準

1 技術基準の適用

製造所等への消火設備の設置区分は、規則第33条から第35条までの規定によるほか、次のとおりとする。

(1) 消火活動上有効な面積

規則第33条第1項第1号に規定する「消火活動上有効な床面からの高さ」の起点となる消火活動上有効な床面とは、必ずしも建築物の床面に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならないこと。(H1.3.22消防危第24号通知)

(2) 開口部のない耐火構造の床又は壁

規則第33条第1項第1号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部には、換気又は排出設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるが、当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は開口部とはみなさないものであること。

ただし、上記理由により開口部のない耐火構造の床又は壁とみなしたものは、施行令第8条に規定する区画として取り扱うことはできないこと。

(3) 屋外貯蔵タンクの高さ

規則第33条第1項第3号の規定する「高さ6m以上のもの」のタンクの高さの算定は、防油堤内の地盤面からタンク側板の最上段の上端までの高さとする。

(4) 屋内貯蔵タンクの高さ

規則第33条第1項第4号の規定する「高さ6m以上のもの」のタンクの高さの算定は、タンク専用室の床面からタンク側板の最上段の上端までの高さとする。

(5) 煙が充満するおそれのある場所

規則第33条第2項第1号中の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」には、上屋のみで壁が設けられていない場所は、該当しないものであること。(H1.7.4消防危第64号質疑)

また、次のア又はイに掲げる場所についても、「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」には該当しないこととする。(H10.5.1消防予第67号)

ア 壁面について、次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 長辺の一边について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の1/2以上が常時外気に直接開放されていること。

(イ) 四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

イ 屋根部分(上階の床を兼ねるものを含む。)の開口部の有効開口面積が合計が当該場所の面積の合計の15%以上確保されていること。(開口部が著しく偏在する場合を除く。)

- (6) 高さ 6 m 以上の部分において危険物を取り扱う施設
- ア 規則第 33 条第 1 項第 1 号に規定する「地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが 6 m 以上の部分において危険物を取り扱う施設」の中には、塔槽類も含まれるものであること。(H1.7.4 消防危第 64 号質疑)
- イ 著しく消火困難な製造所等で、高さが 6 m 以上の部分において危険物を取り扱う密封構造の塔槽類については、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス投入設備を設けることにより、第 3 種消火設備を設けないことができる。(H2.5.22 消防危第 57 号質疑)
- (7) 所要単位と能力単位
- ア 建築物等に必要な消火設備の設置基準として「所要単位」が設けられており、所要単位の算定は施設の面積及び危険物の量により行う。
 なお、所要単位の計算方法は次表による。

所要単位の計算方法

建築物 及び 工作物	製造所 及び 取扱所	外壁が耐火構造のもの・・・延べ面積 100 m ² ごとを 1 所要単位とする。 外壁が耐火構造以外のもの・・・延べ面積 50 m ² ごとを 1 所要単位とする。 (製造所等以外の部分を有する建築物に設ける製造所等にあつては、当該部分の床面積)
	貯蔵所	外壁が耐火構造のもの・・・延べ面積 150 m ² ごとを 1 所要単位とする。 外壁が耐火構造以外のもの・・・延べ面積 75 m ² ごとを 1 所要単位とする。
	製造所等の屋 外の工作物	外壁が耐火構造のもので、かつ水平最大面積を建坪とする建築物をみなして上記の基準を適用する。
危険物	指定数量の 10 倍を 1 所要単位とする。	

- イ 設置する消火設備の能力単位は、所要単位を満足すること。
- ウ 「能力単位」は第 5 種消火設備にのみ定められており、「消火器の技術上の規格を定める省令」(S39 自治省令第 27 号)によるほか、規則別表第 2 により示されている。
- (8) 電気設備に設ける消火設備は、電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに適応する第 3 種、第 4 種又は第 5 種の消火設備のいずれかを 1 個以上設けること。
 なお、電気設備のある場所とは、電動機等のある場所が該当し、電気配線、照明機器のみが存在する場合は該当しないものとする。

第5種消火設備（小型消火器）の具体的算定方法

対象物		対象物の所要単位		第5種消火設備の設置数
建築物	外壁が耐火構造の場合	$\frac{\text{延面積 (m}^2\text{)}}{100 \text{ (m}^2\text{)}}$	… (A)	$\frac{(A) \text{ 又は } (A') + (B)}{\text{能力単位 (A 火災)}}$ = D 本 (小数点以下切り上げ、以下同じ)
	外壁が耐火構造以外の場合	$\frac{\text{延面積 (m}^2\text{)}}{50 \text{ (m}^2\text{)}}$	… (A')	
屋外の工作物 (外壁が耐火構造)		$\frac{\text{工作物の水平最大面積の合計 (m}^2\text{)}}{100 \text{ (m}^2\text{)}}$	… (B)	
危険物		$\frac{\text{危険物の指定数量の倍数}}{10}$	… (C)	$\frac{(C)}{\text{能力単位 (B 火災)}} = E \text{ 本}$
電気設備				$\frac{\text{電気設備のある場所の面積 (m}^2\text{)}}{100 \text{ (m}^2\text{)}}$ = F 本

※消火器設置必要数… D + E + F (本)

10型消火器の場合…… A火災に対する消火器の能力単位は **3**
 B火災に対する消火器の能力単位は **7** である。

2 消火設備の技術上の基準

消火設備の技術上の基準は、政令及び第2「消火設備に関する運用指針」の1から11によるほか、次によること。

(1) 共通事項

- ア 屋内消火栓等の予備動力源として内燃機関を使用するものにあつては、地震等による停電時においても当該消火設備の遠隔起動等の操作回路の電源等が確保されているものであり、当該消火設備が有効に作動できるものであること。
(H1.3.22 消防危第24号通知)
- イ 第3種の消火設備について、泡消火設備にあつては固定式及び移動式、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備にあつては、全域放出方式、局所放出方式及び移動式の区分が設けられたが、これらの区分は施行令における区分と同様のものであること。(H1.3.22 消防危第24号通知)
- ウ 規則第32条の10ただし書きは第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合の第4種の消火設備についての緩和規定であり、第32条の11ただし書きは第1種から第4種までの消火設備と併置する場合の第5種の消火設備の緩和規定であるが、それぞれ第4種又は第5種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。(H1.3.22 消防危第24号通知)
- エ 地盤面下に埋設する消火設備の配管は、別記第5「地下配管の防食措置の基準」又は別記第6「地下埋設管等に設ける電気防食の施工に関する技術基準」のいずれか方法により防食措置を講ずるよう指導する。
- オ 政令第9条第20号に規定する屋外タンク、屋内タンクで、著しく消火が困難に該当するタンクに設置する消火設備については、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所の基準により設置するよう指導する。
- カ 屋外タンク貯蔵所で浮き蓋付き固定式屋根構造の泡放出口の泡水溶液量及び放出率は、固定式屋根構造の例により設置するよう指導する。(S48.8.2 消防予第118号質疑)

(2) 屋外貯蔵所の消火設備

塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所のうち著しく消火困難な製造所等に該当する場合において、屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切替えのできる構造のものとする事。(S54.7.30 消防危第80号通知)

(3) 給油取扱所の消火設備（顧客に自ら給油等をさせる施設を除く。）

- ア 泡消火設備の泡放出口は、フォームヘッド方式とすること。
- イ フォームヘッドは、次の防護対象物のすべての表面を有効な射程内とするよう設けること。
 - (ア) 固定給油設備等を中心とした半径3mの範囲
 - (イ) 規則第25条の10第1項第2号の注入口の漏えい局限化設備の周囲
- ウ 放射方式は、原則として全域放射方式とし、防護対象物相互の距離が離れ、かつ、災害発生時延焼推移上支障がない場合は個別放射とすることができる。

エ 起動方式は、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとする自動起動方式及び手動起動方式を併用すること。

オ 感知ヘッドの警戒面積は、 20m^2 以下ごとに1個とすること。

(4) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置する泡消火設備（H10.3.13 消防危第25号通知）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（一方開放型上階付き屋内給油取扱所に限る。）の消火設備の技術上の基準は、一般の一方開放型上階付き屋内給油取扱所の技術上の基準により設けること。

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（一方開放型上階付き屋内給油取扱所を除く。）に設置する泡消火設備は、規則第32条の6の規定（第2号を除く。）によるほか、次により設けること。

ア 泡放出口

(ア) 固定泡消火設備は、危険物（引火点が 40°C 未満のもので顧客が自ら取り扱うものに限る。）を包含するように設けること。

泡放出口の設置方式は、固定給油設備のアイランドの側面に設けられた泡放出口から水平に放出するもの（以下「水平放出方式」という。）又はキャノピー等から下向きに設けた泡放出口から下方に放出するもの（以下「下方放出方式」という。）とすること。

(イ) 水平放出方式の場合には、1の車両停止位置に対し、図4-13-1を標準に2個の泡放出口を設置する。

(ウ) 下方放出方式の場合には、1の車両停止位置に対し、図4-13-2を標準に4個の泡放出口を設置することとし、車両停止位置の各側面の2個の放出口ごとに切り替えて放出することで足りるものとする。

なお、隣接する車両停止位置の間隔が2m以内の場合には泡放出口を兼用することができる。

図4-13-1

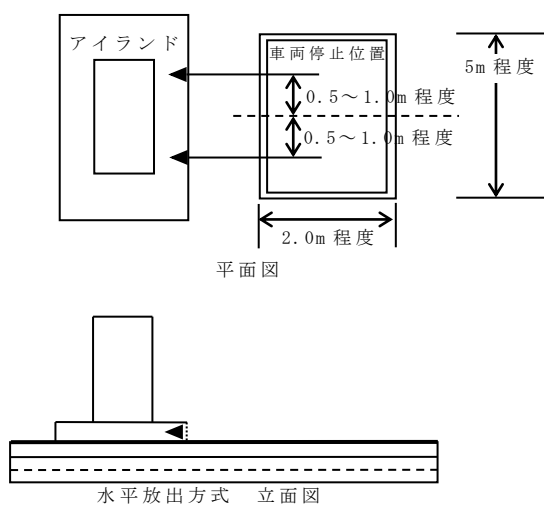
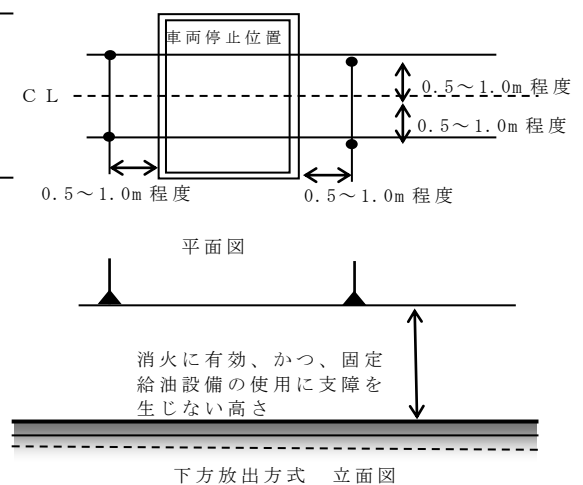


図4-13-2



イ 1の泡放出口の放出量は、1分間あたり水平放出方式の場合は7.40以上、下方放出方式の場合は22.20とすること。

- ウ 泡放出口の発砲倍率は、消火に適したものであること。
- エ 水源の水量は、次に定める量の水溶液を作るために必要な量以上とすること。
- (ア) 水平放出方式の場合は 740 以上、下方放出方式の場合は 2220 以上の量
- (イ) 前(ア)に掲げる泡水溶液の量のほか、配管内を満たすに要する泡水溶液の量
- (ウ) 泡消火の貯蔵量は、前(イ)に定める泡水溶液の量から施行規則第 18 条第 3 項の基準の例により計算した量以上の量であること。
- オ 泡消火剤は、次に定めるところによる。
- (ア) 泡消火薬剤は、水成膜泡にあっては泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 50 年自治省令第 26 号）の基準に、機械泡にあっては消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 28 号）第 1 条の 2 並びに第 4 条第 1 項及び第 3 項の基準のそれぞれ適合したものであること。
- (イ) 泡水溶液の状態で貯蔵するものは、経年的な性能が確認されたものであること。
- カ 泡消火剤混合装置を用いる設備にあっては、当該装置は泡放出口の使用流量範囲に適合するものであること。
- キ 消火水及び消火剤又は泡水溶液の貯蔵タンク（以下「貯蔵タンク」という。）
- (ア) 加圧式又は蓄圧式を用いる場合は、次によること。
- a 貯蔵タンクは、複数用いることができること。なお、泡水溶液の状態で貯蔵するタンクは、原則として同一容量のものとする。
- b 貯蔵タンクの内外面は、適切な防食措置が施されていること。ただし、耐食性の材料を使用した場合にあっては、この限りでない。
- c 高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の適用を受けるものにおいて、当該法令に規定される基準に適合するものであること。
- d c の適用を受けないものにおいて、最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧を加えた場合において、当該水圧に耐えうるものであること。
- (イ) 加圧式又は蓄圧式を用いない貯蔵タンクは、前(ア) a 及び前(ア) b によるほか、使用条件に十分に耐えうる強度を有すること。
- (ウ) 貯蔵タンクは、次に定める位置に設置すること。
- a 火災の際、延焼のおそれの少ない場所であること。
- b 温度変化が少なく、40℃以上の温度となるおそれのない場所であること。
- c 直射日光又は雨水にさらされるおそれの少ない場所であること。
- (エ) 貯蔵タンク（きょう体に収納する場合はそれを含む。）は、地震動等に移動又は転倒しないように固定すること。
- ク 放出弁は、次によること。
- (ア) 放出弁は、最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧を加えた場合において当該水圧に耐えるものであること。
- (イ) 弁箱の材質は、JIS H 3250、H 5111 及び G 3201 に適合するものであることと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。
- (ウ) 放出弁は、電気又はガスにより開放できるものであること。
- (エ) 加圧式の場合にあっては、放出弁は、定圧作動装置と連動して開放できる

ものであること。

(オ) 放出弁は、貯蔵タンクの放出口に取り付けられて、かつ、確実に接続されていること。

ケ 選択弁は、前ク(ア)及び(イ)に定めるところによるほか、次によること。

(ア) 選択弁は、電気又はガスにより開放できるものであること。

(イ) 放出弁を設けないシステムの場合にあっては、放出弁は、定圧作動装置と連動して開放できるものであること。

(ウ) 選択弁は、開放及び閉止ができるものであること。

コ 起動装置は、次によること。

(ア) 施行規則第 18 条第 4 項第 10 号ロ(イ)、(ロ)及び(ニ)並びに第 21 条第 4 項第 13 号(起動用ガス容器を用いる場合に限る。)に定める基準の例によること。

(イ) 規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号に規定する制御卓に設置すること。

(ウ) 切り替えて放出する泡放出口が 2 系統以上あるものにおいて、顧客用固定給油設備の配置と対応させた表示を行うことにより、泡放出口の選択が容易に、かつ、的確に行えるものとする。

また、一旦起動した後においても泡放出口の変更ができるものとし、変更の操作から 30 秒以内に当該放出口から放出が行われるものであること。

(エ) 「消火設備起動装置」である旨、取り扱い方法、保安上の注意事項等を表示すること。

(オ) 泡消火設備が作動したことが電氣的に又は機械的に表示されること。ただし、音響による場合は、当該表示を設けないことができる。

サ ガス容器を用いる場合は、次に定めることによる。

(ア) 加圧用ガス容器は、高圧ガス保安法に規定される基準に適合するものとする。

(イ) 加圧用ガス容器は、窒素ガスが充てんされたものであること。

(ウ) 加圧用ガスの量は、泡放出口の放射圧力が確保できる量以上の量であること。

(エ) 加圧用ガス容器は、貯蔵タンクのすぐ近くに設置され、かつ、確実に接続されていること。

シ 加圧送液装置を用いる場合は、施行規則第 18 条第 4 項第 9 号の基準の例によること。

ス 電源は、専用とすること。

セ 総合的な消火性能は、別添えの消火試験方法により確認されたものであること。

ソ 固定泡消火設備の貯蔵タンク等を室内又は建築物に収納する場合には、規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の用途として取り扱うこと。

第2 消火設備に関する運用指針（H1. 3. 22 消防危第 24 号通知、H8. 10. 15 消防危第 125 号通知）

1 消火設備の設置の区分

第1種、第2種及び第3種の消火設備の設置の区分は、次のとおりとする。

- (1) 屋内消火栓設備及び移動式の第3種の消火設備は、火災時に煙が充満するおそれのない場所等、火災の際に容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けおそれが少ない場所に限り設けることができること。
- (2) 屋外消火栓設備は、製造所等に屋外消火栓設備を設ける場合であっても建築物の一階及び二階の部分のみを放射能力範囲内とすることができるものであり、当該製造所等の建築物の地階及び三階以上の階にあっては、他の消火設備を設けること。
また、屋外消火栓設備を屋外の工作物の消火設備とする場合においても、有効放水距離等を考慮した放射能力範囲に応じて設置すること。
- (3) 水蒸気消火設備は、第2類の危険物のうち硫黄及び硫黄のみを含有するものを溶解したもの又は引火点が100℃以上の第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに設けることができること。
- (4) 第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに泡消火設備を設けるものにおいては、固定式の泡消火設備（縦置きタンクに設けるものにおいては、固定式泡放出口方式のもので補助泡消火栓及び連結送液口を附置するものに限る。）とすること。
- (5) 規則第33条第1項第1号に規定する製造所等のタンクで、引火点が21℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもののポンプ設備、注入口及び払出口（以下「ポンプ設備等」という。）には、第1種、第2種又は第3種の消火設備をポンプ設備等を包含するように設けること。この場合において、ポンプ設備等に接続する配管の内径は200mmを超えるものにおいては、移動式以外の第3種の消火設備を設けること。
- (6) 泡消火設備のうち泡モニターノズル方式のものは、屋外の工作物（ポンプ設備等を含む。）及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う危険物を防護対象物とするものであること。

2 消火設備の耐震措置（H. 8. 10. 15 消防危 125 号通知）

第1種、第2種及び第3種消火設備の貯水槽等に必要な耐震措置は、次のとおりとする。

(1) 貯水槽

ア 鉄筋コンクリート造りのもの

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成6年自治省令第30号）附則第5条第2項第1号に定める基準に適合しない地盤に設置するものにおいては、防火水槽と同等の強度を有する構造又は地震によってコンクリートに亀裂が生じても漏水を防止するライニング等の措置が講じられた構造とすること。

この場合において、防火水槽と同等の強度を有する構造とは、消防防

災施設調整補助金交付要綱（平成3年4月22日消防消第96号）別表第2中、第1防火水槽の規格（地表面上の高さに係る事項を除く。）又は第11耐震性貯水槽の規格に適合するものであること。

なお、設計水平震度 0.288 に対し、発生応力が許容応力度以内の強度を有する貯水槽については同等のものとして取り扱うこと。

イ 鋼製のもの

地上に設置する場合にあっては、貯水槽の規模に応じた屋外貯蔵タンクと同等以上の強度を、地下に設置する場合にあっては、地下貯蔵タンクと同等以上の強度を有すること。

この場合において、容量 1,000kℓ 以上の屋外タンク貯蔵所と同等の強度とは、平成6年政令第214号によって改正された危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和52年政令第10号）附則第3項第2号の基準に適合することをいうものであること。

(2) 消火薬剤の貯蔵槽

前(1)イに定める地上に設置する鋼製貯水槽と同等以上の強度を有すること。

(3) 加圧送水装置、加圧送液装置及び予備動力源

ポンプ、モーター等にあっては、同一の基礎上に設置する等、地震によって生じる変位により機能に支障を生じない措置を講じること。

(4) 配管

配管継手部は、機器と一体となる箇所を除き、溶接接続又はフランジ継手（継手と配管の接合が溶接であるものに限る。）とすること。ただし、機器を取り付ける末端の配管継手部についてはこの限りでない。

(5) その他

消火設備は、地震時における周辺の工作物の被害により、損傷するおそれのない場所に設けること。

3 屋内消火栓設備の基準

規則第32条の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 屋内消火栓の開閉弁及びホース接続口は、床面からの高さが 1.5m 以下の位置に設けること。
- (2) 屋内消火栓の開閉弁及び放水用器具を格納する箱（以下「屋内消火栓箱」という。）は、不燃材料で造るとともに、点検に便利で、火災の時煙が充満する恐れのない場所等、火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (3) 加圧送水装置の始動を明示する表示等（以下「始動表示等」という。）は赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。ただし、(4)

- イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。
- (4) 屋内消火栓設備の設置の表示は、次のア及びイに定めるところによること。
- ア 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。
- イ 屋内消火栓箱の上部に、取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。
- (5) 水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置には、次のアからウまでに定めるところにより呼水装置を設けること。
- ア 呼水装置には専用の呼水槽を設けること。
- イ 呼水槽の容量は、加圧送水装置を有効に作動できるものであること。
- ウ 呼水槽には、減水警報装置及び呼水槽へ水を自動的に補給するための装置が設けられていること。
- (6) 屋内消火栓設備の予備動力源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次のア及びイに定めるところによること。ただし、次のアに適合する内燃機関で、常用電源が停電した時に速やかに当該内燃機関を作動するものである場合に限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができる。
- ア 容量は、屋内消火栓設備を有効に45分間以上作動させることができるものであること。
- イ 消防法施行規則（以下「施行規則」という。）第12条第1項第4号ロ（自家発電設備の容量に係る部分を除く。）、ハ（蓄電池設備の容量に係る部分を除く。）及びホに定める基準の例によること。操作回路及び(4)イの灯火の回路の配線は、施行規則第12条第1項第5号に定める基準の例によること。
- (7) 操作回路及び(4)イの灯火の回路の配線は、施行規則第12条第1項第5号に定める基準の例によること。
- (8) 配管は、施行規則第12条第1項第6号に定める基準の例によること。
- (9) 加圧送水装置は、施行規則第12条第1項第7号に定める基準の例に準じて設けること。
- (10) 加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (11) 貯水槽、加圧送水装置、予備動力源、配管等（以下「貯水槽等」という。）には、地震による地震動に耐えるための有効な措置を講ずること。
- (12) 屋内消火栓設備は、湿式（配管内に常に充水してあるもので、加圧送水装置の起動によって直ちに放水できる方式をいう。以下同じ。）とすること。ただし、寒冷地において水が凍結する恐れがある等、市長村長等が湿式としないことができると認めた場合はこの限りでない。
- (13) 屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具は、総務省令で定める技術上の規格に適合するものであること。

4 屋外消火栓設備の基準

規則 32 条の 2 の規定によるほか、屋外消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 屋外消火栓の開閉弁及びホース接続口は、地盤面からの高さが 1.5 m 以下の位置に設けること。
- (2) 放水用器具を格納する箱（以下「屋外消火栓箱」という。）は、不燃材料で造るとともに、屋外消火栓からの歩行距離が 5 m 以下の箇所で、火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (3) 屋外消火栓設備の設置の表示は、次のア及びイに定めるところによること。
 - ア 屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。ただし、ホース接続口及び開閉弁を屋外消火栓箱の内部に設けるものにあつては、「消火栓」と表示することをもって足りる。
 - イ 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。
- (4) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。
- (5) 加圧送水装置、始動表示灯、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。
- (6) 屋外消火栓設備は、湿式とすること。ただし、寒冷地において水が凍結するおそれのある等市町村長等が湿式としないことができると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 屋外消火栓設備の放水用器具は、総務省令で定める技術上の規格に適合するものであること。

5 スプリンクラー設備の基準

規則第 32 条の 3 の規定によるほか、スプリンクラー設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 開放型スプリンクラーヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第 14 条第 1 項第 1 号の 2 ロ及びハに定める基準の例によること。
- (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第 14 条第 1 項第 1 号の 3 及び第 7 号に定める基準の例によること。
- (3) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、一斉開放弁又は手動式開放弁を次のア及びイに定めるところにより設けること。
 - ア 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが、1.5m 以下の箇所に設けること。
 - イ アに定めるもののほか、一斉開放弁又は手動式開放弁は、施行規則第 14 条第 1 項第 1 号（ハを除く。）に定める基準の例により設けること。

- (4) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。
- (5) スプリンクラー設備には、施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に定める基準の例により、各階又は放射区域ごとに制御弁を設けること。
- (6) 自動警報装置は、施行規則第 14 条第 1 項第 4 号に定める基準の例によること。
- (7) 流水検知装置は、施行規則第 14 条第 1 項第 4 号の 2 から第 4 号の 5 に定める基準の例によること。
- (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の配管の末端には、施行規則第 14 条第 1 項第 5 号の 2 に定める基準の例により末端試験弁を設けること。
- (9) スプリンクラー設備には、施行規則第 14 条第 1 項第 6 号に定める基準の例により、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置すること。
- (10) 起動装置は、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号に定める基準の例によること。
- (11) 乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備においては、スプリンクラーヘッドが開放した場合に 1 分以内に当該スプリンクラーヘッドから放水できるものとする。
- (12) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。
- (13) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。

6 水蒸気消火設備の基準

規則第 32 条の 4 の規定によるほか、水蒸気消火設備の基準の細目は次のとおりとする。

- (1) 予備動力源は、1 時間以上水蒸気消火設備を有効に作動させることができる容量とするほか、屋内消火栓設備の基準の例によること。
- (2) 配管は、金属製等耐熱性を有するものであること。
- (3) 水蒸気発生装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (4) 水蒸気発生装置及び貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。

7 水噴霧消火設備の基準

規則第 32 条の 5 の規定によるほか、水噴霧消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 水噴霧消火設備に二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。

- (2) 高圧の電気設備がある場所においては、当該電気設備と噴霧ヘッド及び配管の間に電気絶縁を保つための必要な空間を保つこと。
- (3) 水噴霧消火設備には、各階又は放射区域ごとに制御弁、ストレーナー及び一斉開放弁を次のア及びイに定めるところにより設けること。
 - ア 制御弁及び一斉開放弁は、スプリンクラー設備の基準の例によること。
 - イ ストレーナー及び一斉開放弁は、制御弁の近くで、かつ、ストレーナー、一斉開放弁の順に、その下流側に設けること。
- (4) 起動装置は、スプリンクラー設備の基準の例によること。
- (5) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。
- (6) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。

8 泡消火設備の基準

規則第 32 条の 6 及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 559 号。以下「泡消火設備告示」という。）の規定のとおりとする。

9 不活性ガス消火設備の基準

規則第 32 条の 7 及び製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 557 号。以下「不活性ガス消火設備告示」という。）の規定のとおりとする。

10 ハロゲン化物消火設備の基準

規則第 32 条の 8 及び製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 558 号。以下「ハロゲン化物消火設備告示」という。）の規定のとおりとする。

11 粉末消火設備の基準

規則第 32 条の 9 の規定によるほか、粉末消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 全域放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドは、次に定めるところにより設けること。
 - ア 放射された消火剤が防護区画の全域に均一に、かつ、速やかに拡散することができるよう設けること。
 - イ 噴射ヘッドの放射圧力は、0.1MPa 以上であること。
 - ウ (3)アに定める消火剤の量を 30 秒以内に放射できるものであること。
- (2) 局所放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドは、(1)イの例によるほか、次に定めるところにより設けること。

- ア 噴射ヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかの噴射ヘッドの有効射程内にあるように設けること。
- イ 消火剤の放射によって危険物が飛び散らない箇所に設けること。
- ウ (3)イに定める消火剤の量を30秒以内に放射できるものであること。
- エ 粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクに貯蔵する消火剤の量は、次に定めるところによること。
- オ 全域放出方式の粉末消火設備にあつては、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより算出された量以上の量とすること。
- (ア) 次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量の割合で計算した量

消火剤の種別	防護区画の体積 1 m ³ 当たりの消火剤の量 (kg)
炭酸水素ナトリウムを主成分とするもの (以下「第一種粉末」という。)	0.60
炭酸水素カリウムを主成分とするもの(以下「第二種粉末」という。) 又はりん酸塩類等を主成分とするもの(りん酸アンモニウムを90%以上含有するものに限る。以下「第三種粉末」という。)	0.36
炭酸水素カリウムと尿素の反応生成物(以下「第四種粉末」という。)	0.24
特定の危険物に適応すると認められるもの (以下「第五種粉末」という。)	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

- (イ) 防護区画の開口部に自動閉鎖装置を設けない場合にあつては、(ア)により算出された量に、次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量の割合で算出した量を加算した量

消火剤の種別	開口部の面積 1 m ² 当たりの消火剤の量 (kg)
第一種粉末	4.5
第二種粉末又は第三種粉末	2.7
第四種粉末	1.8
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

- (ウ) 防護区画内において貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ別表に定める消火剤に応じた係数を(ア)及び(イ)により算出された量に乗じて得た量。ただし、別表に掲げられていない危険物及び別表において係数が定められていない危険物にあつては、別添3に定める試験により求めた係数を用いること。

カ 局所方式の粉末消火設備にあっては、次の(ア)又(イ)により算出された量に貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ前ア(ウ)に定める係数を乗じ、さらに 1.1 を乗じた量以上の量とすること。

(ア) 面積式の局所放出方式

液体の危険物を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災の時の燃焼面が一面に限定され、かつ、危険物が飛散するおそれがない場合にあつては、次の表に掲げる液表面積及び放射方法に応じ、同表に掲げる数量の割合で計算した量

消火剤の種別	防護対象物の表面積 1 m ² 当たりの消火剤の量 (kg)
第一種粉末	8.8
第二種粉末又は第三種粉末	5.2
第四種粉末	3.6
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

(イ) 容積式の局所放出方式

前(ア)に掲げる場合以外の場合にあつては、次の式によって求められた量に防護空間の体積を乗じた量

$$Q = X - Y a / A$$

Q：単位体積当たりの消火剤の量（単位：kg / m³）

a：防護対象物の周囲に実際に設けられた固定側壁の面積の合計（単位：m²）

A：防護空間の全周の側面積（単位：m²）

X及びY：次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、それぞれ同表に掲げる値

消火剤の種別	Xの値	Yの値
第一種粉末	5.2	3.9
第二種粉末又は第三種粉末	3.2	2.4
第四種粉末	2.0	1.5
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量	

ク 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備において同一の製造所等に防護区画又は防護対象物が二以上存する場合には、それぞれの防護区画又は防護対象物についてア及びイの例により計算した量のうち、最大の量以上のとすることができる。ただし、防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合にあつては、一の貯蔵容器等を共用することはできない。

ケ 移動式の粉末消火設備にあつては、一のノズルにつき次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量以上の量とすること。

消火剤の種別	消火剤の量
第一種粉末	50
第二種粉末又は第三種粉末	30
第四種粉末	20
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められた消火剤に応じて定められた量

- (3) 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の基準は、施行規則第21条第4項に定める基準に準じて設けること。
- (4) 移動式の粉末消火設備は、施行規則第21条第5項に定める基準に準じて設けること。

粉末消火薬剤に係る係数を定める ための試験方法

1 器材

器材は、次のものを用いる。

- (1) 1 m × 1 m × 0.1 m の鉄製の燃焼槽
- (2) 噴射ヘッド 1 個（オーバーヘッド用で放出角度 90° のフルコーン型。等価噴口面積は、流量の 0.7 の値を目途として、ヘッドの吐出圧力と圧力容器で調整する。）
- (3) 消火剤容器 体積 20ℓ 以上（消火剤の種別により定める。）
- (4) 消火剤重量 12 ± 1 kg（消火剤の種別により定める。）

2 試験方法

- (1) 前 1 (1) の燃焼槽に対象危険物を深さ 3 cm となるように入れて点火する。
- (2) 点火 1 分後に下図の噴射ヘッドから表に示す標準放出量 Q_s (kg/sec) の消火剤を放出圧力（ノズル圧力）100 ± 20 kPa で、30 秒間放出する。
- (3) 消火しない場合は、(1) 及び前(2)の操作を放出量を増して行い、消火するまで繰り返して、消火した時の放出量を記録する。
- (4) (1) から前(3)までの操作を 3 回以上繰り返し、その平均放出量 Q (kg/sec) を求める。

3 係数の求め方

当該危険物の係数 K は、次の式により求める。

$$K = Q / Q_s$$

K は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、0.2 刻みとして切り上げる。

（計算例 第一種粉末消火剤の場合の平均放出量が 0.25kg/秒の場合、

$$K = 0.25 / 0.2 = 1.25 \div 1.3 \rightarrow 1.4 \text{ となる。}）$$

消火試験器材配置図

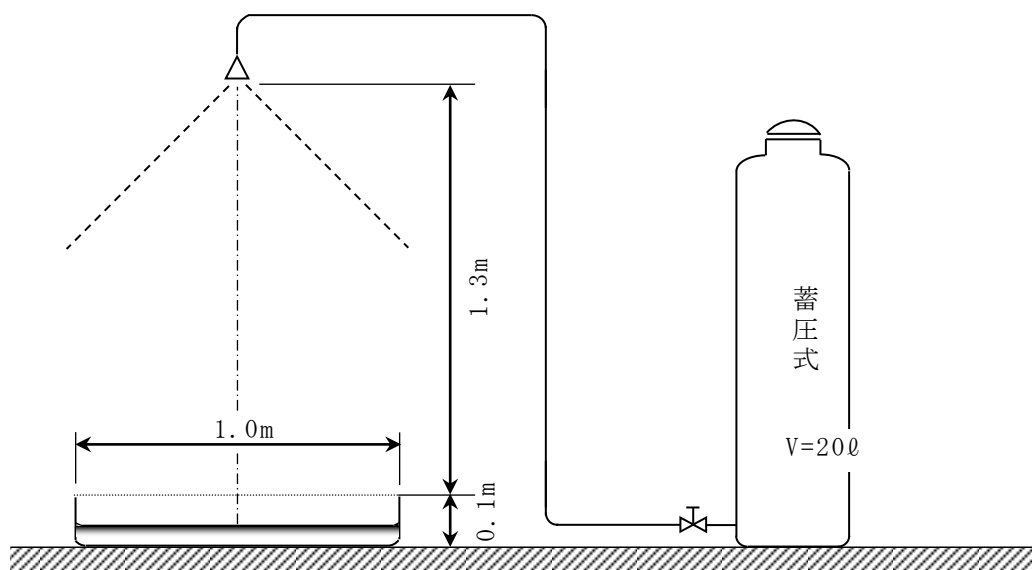


表 粉末消火剤の種別と標準放出量

消火剤の種別	標準放出量 (kg/sec)
第一種粉末	0.20
第二種粉末又は第三種粉末	0.12
第四種粉末	0.08

第14節 警報設備の基準

1 自動火災報知設備

規則第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の基準の細目は、次のとおりとする。(H1.3.22消防危第24号通知、H3.6.19消防危第71号通知一部改正)

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第9項までの規定の例によること。
- (2) (1)に定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

2 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項及び第3項の基準の例により設けること。

第5章 仮使用の承認基準

(法第11条第5項ただし書)

第1 仮使用承認申請に関する事項（規則第5条の2及び市規則第3条）

1 仮使用承認申請の時期

仮使用承認申請は、当該仮使用に係る製造所等の変更許可申請と同時に行うことができる。

2 仮使用期間の記載

仮使用承認申請書には、仮使用期間を記載すること。

3 添付書類

仮使用承認申請には以下の書類を添付すること。

- (1) 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面（H9.3.26消防危第35号通知）
- (2) 工程によって工事に必要な部分に変更し、これにともない仮使用場所が変更するときは、その旨を工程ごとに記載した図面
- (3) 仮使用時における工事計画書及び工事工程表（工事工程表は、工事の重なり等により安全性が低下しないことを確認できる程度のもの。）
（H9.3.26消防危第35号通知）
- (4) 保安全管理の方法等火災予防上必要な措置を記載した保安対策書を添付するとともに、当該保安対策書は、工事施工者、当該製造所等の責任者及び保安監督者の連名によるものであること。

第2 承認基準

仮使用の承認については、次に掲げる事項に適合し、かつ、仮使用の承認に係る施設以外の部分が、変更の工事中においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められる場合とする。

1 仮使用の範囲

- (1) 仮使用の範囲は、変更の工事に必要な部分以外の部分とすること。
- (2) 部分的な変更であっても当該変更部分の工事を行うことにより当該製造所等が事実上不可能になる場合は、仮使用の対象とはならないこと。
- (3) 危険物貯蔵タンクを設けている製造所等の変更の工事を行う場合で、当該タンクに危険物が残存している場合は、仮使用の対象となること。ただし、地下貯蔵タンクに限り危険物が残存していてもタンクからの危険物の出し入れのないものについては、使用していないものとみなす。
- (4) 変更工事の一部が完成した場合であっても、完成検査に合格するまでは、当該部分についての仮使用は認められないこと。

2 仮使用中の安全措置

- (1) 仮使用及び変更工事に必要な広さを保有すること。この場合の仮使用に必要な広さとは、危険物の取り扱い及び危険物施設の保守管理に必要な広さをいい、給油取

扱所においては、自動車等への給油業務に支障のない範囲の広さをいう。

- (2) 変更工事において火気を使用する場合は、必要最小限度で使用するとともに、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 溶接、溶断、裸火又は火花を発する工事については、溶片、火花又は火の粉が仮使用場所に飛散しないよう、また仮使用場所からの可燃性の蒸気及び可燃性微粉を流入させないよう、防災シート等防火性能を有するものを用いて工事部分を適切に区画すること。
 - イ 工事部分に可燃性蒸気又は可燃性微粉末の流入するおそれのある場合は、ガス検知を行うこと。
- (3) 防火扉、排水溝、油分離装置等の撤去又はその機能が阻害されるおそれのある場合は、これに代わる仮の設備を設置すること。この場合の仮の設備は、変更許可の対象とはならない。
- (4) 工事の施工によって、設備等に損傷を与えるおそれのある場合は、当該設備等を保護する措置を講ずること。
- (5) 仮使用場所と変更工事に必要な場所は、仮囲い又はロープにより区分すること。この場合の仮囲いの方法は、次によること。ただし、実態上区分しがたい場合は、この限りでない。
 - ア 作業実態に応じた高さ、幅を有すること。
 - イ 仮囲いは、防災シート等防火性能を有するものを用いること。ただし、防火扉又は建築物の区画に代わる仮囲いは、不燃材料を用いること。
- (6) 設備については、次の措置を講ずること。
 - ア 工事を行うタンク、配管及び機器内の危険物、可燃性蒸気又は可燃性のガスを除去すること。
 - イ 工事部分と工事部分以外の部分とにまたがる配管、ダクト、排水溝等は、弁、閉塞板、仕切板等により工事部分と工事部分以外の部分とを遮断すること。
 - ウ 必要に応じて工事部分の換気を行うこと。
 - エ 電気設備は、必要に応じて防爆構造等の安全なものを使用すること。
- (7) 仮使用部分の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための措置を講ずること。
- (8) 工事部分には、消火設備を製造所等とは別に設けること。
- (9) 仮使用する製造所等の従事者及び工事関係者に仮使用中の安全対策を周知徹底するとともに、安全管理の責任体制が十分なものであること。
- (10) 災害発生時、施設の異常時等の緊急時における対応策が確立していること。

第6章 許可申請等

第1 製造所等の設置又は変更の許可（法第11条第1項）

1 申請の区分

(1) 製造所・一般取扱所

製造所又は一般取扱所は、棟ごと又は一工程のプラントごとに、当該製造所又は一般取扱所に附属する20号タンク、配管、その他の附属機器等を含めて申請すること。

(2) 屋内貯蔵所

1棟ごとに申請すること。ただし、一の建築物内に複数の屋内貯蔵所を設ける場合は、それぞれの屋内貯蔵所として申請すること。

(3) 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所は、屋外貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、次に掲げる附属設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、次に定める屋外貯蔵タンク（以下「代表タンク」という。）の附属設備として申請すること。

ア 防油堤は、当該防油堤内にある最大容量タンク（最大容量タンクが2以上ある場合は、その中の引火点の低いタンク）を代表タンクとする。

イ 注入口及びポンプ設備の代表タンクは、第3章第4節（屋外タンク貯蔵所の基準）12(2)注入口及び13(3)の定めによる。

ウ 冷却散水設備及び水幕設備の代表タンクは、加圧送水装置のポンプの全揚程が最大となる屋外タンク貯蔵所とする。

エ 消火設備の代表タンクは、総液量が最大となる屋外タンク貯蔵所とする。

オ 配管は、当該配管に係わるタンクのうち、イの例による。

(4) 屋内タンク貯蔵所

ア 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごとに申請すること。

イ 附属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、(3)の屋外タンク貯蔵所の例によること。

(5) 地下タンク貯蔵所

ア 地下貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、第2章第1（製造所等の区分及び規制範囲）1(5)により、地下貯蔵タンクを2以上隣接して設ける場合は、1の地下タンク貯蔵所とする。

イ 附属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、(3)の屋外タンク貯蔵所の例によること。

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所は、原則として簡易貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、危険物の品質の異なる簡易貯蔵タンクを3基まで隣接して設置する場合は、一

の簡易タンク貯蔵所群として申請することができる。

(7) 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所は、1車両ごとに申請すること。ただし、積載式移動タンク貯蔵所にあつては、交換タンクを含め一括申請すること。

(8) 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所は、1区画ごとに申請すること。

(9) 給油取扱所

給油取扱所には、専用タンク及び簡易タンクのほか廃油タンク等の附属タンクを含めて申請すること。

(10) 販売取扱所

販売取扱所は、一の販売取扱所ごとに申請すること。

(11) 移送取扱所

移送取扱所は、一の移送取扱所ごとに申請すること。

2 製造所等の設置又は変更の別

製造所等の設置又は変更申請は、次の区分によること。

(1) 設置許可申請の対象となるもの（移動タンク貯蔵所を除く。）

ア 製造所等を新設しようとするとき。

イ 製造所等を現に存する敷地（建築基準法施行令第1条第1号の敷地をいう。以下同じ。）から異なる敷地に移転しようとするとき。

ウ 製造所等の主体部分を解体して同一場所に設置しようとするとき。

エ 製造所等の区分を変更しようとするとき。（(4)の場合を除く。）

(2) 変更許可の対象となるもの（移動タンク貯蔵所を除く。）

ア 製造所等の位置、構造及び設備を変更しようとするとき（7の軽微な変更を除く。）

イ 製造所等が現に所在する敷地内で、その主体部分を解体することなく移転しようとするとき。

ウ 地震、火災等により製造所等の構造又は設備の一部が破損したものを復旧しようとするとき。

(3) 移動タンク貯蔵所の設置又は変更の別

ア 設置許可の対象となるもの

(ア) 移動タンク貯蔵所のタンクのみを廃止し、新たにタンクを乗せ替えしようとするとき。

(イ) 複数のタンクを積載している車両から一部のタンクを新たな車両に積載しようとするとき。

イ 変更許可の申請の対象となるもの

(ア) 常置場所を変更しようとするとき（同一敷地内における常置場所の変更を除

く。)

(イ) 移動タンク貯蔵所の車両を交換しようとするとき。(被牽引車を除く。)

(ウ) 積載式移動タンク貯蔵所の交換タンクの数を増加しようとするとき。ただし、他消防本部等で、設置又は変更許可を受けている交換タンクを除く。

ウ けん引車の新設及び廃止(増設又は減少)については、資料提出を要さない変更工事として取り扱う。

(4) 製造所等の区分又は形態の変更

政令第2条及び第3条に規定する区分を変更する場合は、従前の施設を一旦廃止し、新たな形態による設置許可を受けること。ただし、政令基準及び運用基準における細区分を変更する場合は、原則として変更許可として取り扱うものとする。

第6-1-1表 区分・形態の変更例

区分又は形態の変更	手 続 き
屋外貯蔵所 ⇔ 屋内貯蔵所	既設の施設の廃止届出をし、新たな施設の設置許可申請とする。
第1種販売取扱所 ⇔ 第2種販売取扱所	
特定屋内貯蔵所 ⇔ 政令第10条第1項の屋内貯蔵所	変更許可申請とする。
屋外給油取扱所 ⇔ 屋内給油取扱所	
自家用給油取扱所 ⇔ 営業用給油取扱所	
政令第19条第1項の一般取扱所 ⇔ 政令第19条第2項の一般取扱所	

3 設置又は変更許可申請書(政令第6条第1項及び第7条第1項)

設置又は変更許可申請書の記入方法は、次によること。

(1) 「申請者」の欄

ア 申請者名は、設置者名とする(法人所有の場合、代表者名とする。)

イ 設置者である法人の代表者が、同法人内の管理的立場にあるものを代理人と定める場合、その者を申請者とすることができる(権限が付与されている事を証明できる書類を添付すること。)。なお、管理的立場にある者とは次のものを言う。

(ア) 組織内で危険物施設を管理する部署の長等で、施設の変更に関する権限を有する者

(イ) 支店長又は工場長若しくはこれに類する名称を冠し、施設の変更に関する権限を有する者

(2) 「設置場所」の欄 (施設に名称がある場合()書きで記載すること。)

住居表示によるものとする。ただし、住居表示がなされていない場合は、登記地番とし、完成後住居表示とすること。

(3) 「製造所等の別」の欄

製造所、貯蔵所又は取扱所のうち該当するものを記入すること。

(4) 「貯蔵又は取扱所の区分」の欄

政令第2条及び第3条で規定する区分及び申請の対象となる細区分を記載すること。

(例) 営業用の屋内給油取扱所の場合は、「給油取扱所(営業用屋内)」と記入すること。

(5) 「危険物の類、品名、最大数量」の欄

ア 品名のほか化学名を記入すること。

(例) 第1石油類(ガソリン)・第2石油類(灯油・軽油)等

イ 貯蔵又は取り扱う品名が多数あり、記載欄に記入できない場合は、別紙として添付すること。

ウ 危険物の品名が一般的でないものについては、危険物の類が確認できる資料(確認試験結果等)を添付すること。

エ 製造所又は一般取扱所にあつては、危険物の類、品名及び最大数量を算出した資料を添付すること。ただし、貯蔵量をもって取扱量とする一般取扱所にあつては、この限りでない。

(6) 「指定数量の倍数」の欄

最大貯蔵数量、最大取扱数量を品名ごとにそれぞれの指定数量で除し、少数第3位を切り捨て、少数第2位まで求めること。

(7) 「変更の内容」及び「変更の理由」の欄(H13.3.29消防危第39号通知)

申請書に記載しきれない場合、別紙にて工事理由書等として添付することとなるが、この場合において、変更の内容及び理由の確認ができる最小限のものにとどめ、詳細な記載は要さないこと。

4 設置許可申請書に添付する書類(政令第6条第2項並びに規則第4条第2項及び第3項)

設置許可申請書に添付する書類は、次によること。(H9.3.26消防危第35号通知、H13.3.29消防危第39号通知)

(1) 共通事項

ア 製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合し、当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障を及ぼす恐れがないことを確認できる最小限のものとする。

イ 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図(以下「フロー図」という。)等を活用したものとする。

ウ 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で

申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請すること。

エ 政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と協議するほか、添付書類については次により指導すること。(H6. 11. 1消警予第88号通知)

(ア) 仙台市長あて願出書を提出すること。

(イ) 上記願出書は、設置(変更)許可申請時に提出することとし、次のa~dに掲げる事項を記した書類を添付すること。

a 政令及び危険物規制審査基準に定める位置、構造又は設備の基準に適合することができない事由

b 政令第23条の適用を受けたい部分又はその範囲の関係図書

c 上記bに対する代替又は付加する設備若しくは構造の概要及び関係図書

d その他参考となる資料

なお、政令第23条の適用の適否については、設置(変更)許可申請に対する許可指令書又は不許可指令書により設置者に通知するものとする。

オ 案内図、配置図(保安距離を必要とする製造所等にあつては、保安対象物から当該製造所等までの距離を記入すること。ただし、保安距離が規定値以上であることが明確な場合は、その旨を記載してもよい。)

カ 周囲の状況図(保有空地、敷地内距離、防火上有効な堀の位置、延焼のおそれのある部分の範囲等)

キ 製造所等を構成する建築物、工作物、設備等の配置図

ク 建築物の平面図(建築物等内の設備等の配置を示したもの。以下同じ。)、立面図(四面。以下同じ。)及び断面図(代表的な断面。以下同じ。)を添付すること。

(ア) 主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根等)については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で建設大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば別途構造図の添付を要さないこと。

(イ) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の防火戸等で建設大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば別途構造図の添付を要さないこと。

(ウ) 排水溝、貯留設備等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

ケ 工作物(建築物に類似する架構等)にあつては架構図(架構等の姿図)及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

コ タンク、塔槽類及び危険物取扱設備等(以下「タンク等」という。)については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

(ア) タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより別途構造図の添付を要さないこと。

(イ) 液面計等の付属設備については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより別途構造図の添付を要さないこと。

サ 計装機器等（危険物の取扱いを計測または制御するための機器をいう。以下同じ。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等多数の設備を設置する施設においては、フロー図等への計装機器等の概要記載によることができる。

シ 危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備及び危険範囲にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

ス 地上配管については、次によること。

(ア) 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等への配管ルート等の記載を省略することができる。ただし、保有空地内に敷設する配管等については、(イ)の施設範囲外に敷設する地上配管の例による。

(イ) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

セ 地下配管については、次によること。

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

ソ 配管図（配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した配置図及び配管構造図をいう）については、ス及びセによるほか次によること。

(ア) 配管図の添付は、審査にあたり具体的な必要性が認められる場合とすること。

（例）具体的な必要性が認められる場合

- a 移送取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所
- b 耐火被覆を必要とする支持物に設置される部分
- c 壁・防油堤等を配管が貫通する部分
- d 配管内を流れる物質により、その配管の周囲の状況について確認する必要

がある場合

(イ) 配管図は、配管等に関する基準等の適合状況について審査できる必要最小限の内容のものとする。

タ 電気設備については、次によること。

(ア) 危険範囲の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。なお、ナに示す機器リストに防爆構造記号等を記載する場合も同様とする。また、電気配線については、各配線システムのルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載する。

(イ) 危険範囲外については電気設備の記載を要さない。電気配線については、配置図等へ主電源から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線のルートについては記載を要しない。

チ 構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付することができる。また、構造設備明細書に記載すべき事項のうち、図面中に記載したものについては、構造設備明細書への記載を省略することができる。

ツ 地盤沈下指定地域（宮城県地盤沈下防止対策要綱第5条に定める知事の指定する地域をいう。）及び軟弱な場所に製造所等を設置する場合にあっては、支持力等に関する図書

テ 避雷設備、静電気除去装置、電気防食設備等を設けるものにあつては、構造、配置等に関する図書

ト 第1種、第2種又は第3種消火設備、自動火災報知設備及び避難設備を設けるものにあつては、概要図、配置図及び設計仕様計算書に関する図書

なお、施行規則第33条による着工届出を提出する際は、当該届出書の「工事を行う防火対象物の名称」の欄に、製造所等の設置又は変更許可年月日、許可番号を併記すること。

ナ 消防法及び高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の規制を受ける製造所等で、機器リスト（施設を構成する設備、機器等の一覧を示したもの）を必要とする場合は、各法の審査に支障のないこと及び各機器等の適用法規について確認できることを条件に、共通の様式として差し支えないこと。また、フローシート（設備、機器等の工程中の位置及び温度、圧力等を調整する制御機構等を記載した図をいう）を必要とする場合も同様に、着色等により当該申請に係る部分の適用法規が確認できるようにすることにより、共通のフローシートを使用し差し支えないこと。

(2) 製造所・一般取扱所

ア 製造所及び一般取扱所の構造設備明細書は、次によること。

規則別記様式第4のイ（製造所・一般取扱所構造設備明細書）のほか、20号タンクを設けるものにあつては、様式第4のハ（屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

)、様式第4のニ（屋内タンク貯蔵所構造設備明細書）又は様式第4のホ（地下タンク貯蔵所構造設備明細書）を添付すること。

この場合、2以上のタンクがあるときは、当該タンクの対象番号を右上欄外に添付図と同一番号で付記すること。ただし、構造及び容量が同一のタンクにあっては、関連番号を付記すれば1枚で足りること。

イ 防火区画を設ける場合の区画の位置、構造等に関する図書

(3) 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所の構造設備明細書は、次によること。

ア 「形状」の欄には、横置円筒型、角型等のタンクの形状を記入し、さらに屋根形状（浮屋根式、円錐型、ドーム型等）を付記すること。

イ 「常圧、加圧の別」の欄には、常圧又は加圧の別を記入し、加圧の場合は、圧力を付記すること。

ウ 「寸法」の欄には、タンクの寸法を記入すること。

図6-1-1 タンクの寸法記入例

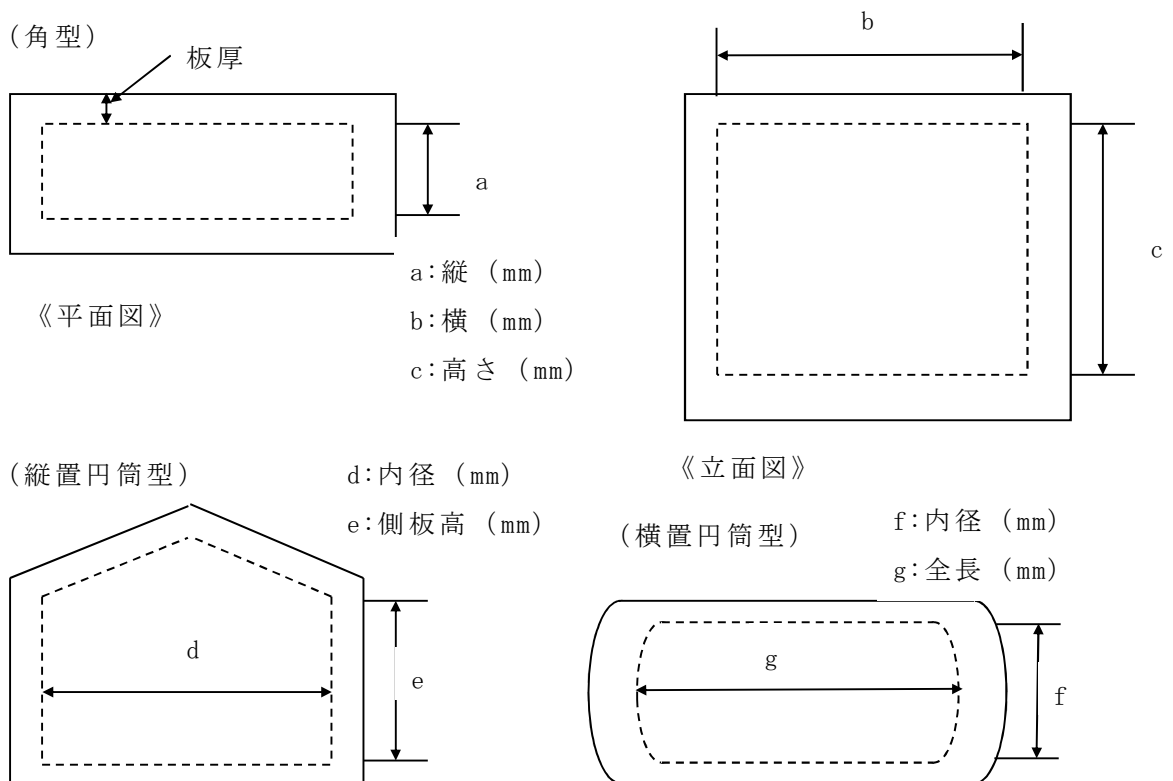


図6-1-1 タンクの寸法記入例

エ 「材質板厚」の欄には、タンクの形状に応じて、底板、側板（段数毎の材質、板厚）、屋根板、鏡板を記入すること。

- オ 「防油堤」の欄には、構造、高さ、容量等を簡記のうえ、防油堤（仕切堤を含む。）の詳細図及び容量、強度の計算書を添付すること。
- カ 「配管」の欄には、政令第11条第1項第1号の2但し書きの規定に基づく水幕設備を設けるものにあつては、その旨を付記し、詳細図及び計算書を添付すること。
- (4) 屋内タンク貯蔵所
政令第12条第2項第8号に基づき、漏れた危険物を収納することができる旨の容量計算書を添付すること。
- (5) 移動タンク貯蔵所
同一敷地内に複数の移動貯蔵タンクを常置する場合は、全ての移動貯蔵タンクの常置場所を明示した配置図を添付すること。
- (6) 屋外貯蔵所
以下の書類を添付すること。
ア さく、集水溝、油分離槽等に関する図書
イ 架台の設計図書及び強度計算書
- (7) 給油取扱所
ア 構造設備明細書に関する事項
構造設備明細書は、規則別記様式第4のり（給油取扱所構造設備明細書）のほか、専用タンク、又は簡易タンク及び廃油タンク等の附属タンクについては、様式第4のホ（地下タンク貯蔵所構造設備明細書）及び様式第4のへ（簡易タンク貯蔵所構造設備明細書）を添付すること。
イ 添付図書
(ア) 上屋（キャノピー）を設ける場合は、空地と上屋の割合に関する計算書
(イ) 防火塀の高さを算定するために必要な隣接建築物の状況を明示した図面
(ウ) 給油取扱所に設ける建築物の構造詳細図（間仕切壁及びそれに設ける開口部並びに天井の構造図を含む。）及び各室の用途を明示した図面
(エ) 給油取扱所における上水道、下水道配管図及び油分離装置の図面
(オ) 下水道処理区域又は下水道未処理区域において排水する場合の下水道法、水質汚濁防止法及びこれに基づく条例等による確認通知書及び受理書の写し、ただし、下水道未処理区域で車両洗浄施設（洗車用水栓を含む。）を有しないものを除く。

5 変更許可申請書に添付する書類（政令第7条第2項並びに規則第5条第2項及び第3項）

- (1) 変更にかかわる部分と既許可部分とを見やすいように色別すること。ただし、変更が著しく繁雑になる場合は、変更前及び変更後の図面を添付すること。
- (2) 仮使用承認申請がない場合でも、工事内容に応じ安全対策書（申請者、保安監督者、工事施工者連名のもの）を添付すること。

- (3) 移動タンク貯蔵所の仙台市内での常置場所変更の場合は、案内図・配置図のみの添付として差し支えないこと。
- (4) 移動タンク貯蔵所の常置場所変更（上記(3)の場合を除く）の場合、貯蔵タンクの健全性確認のため、直近の定期点検記録簿、気密試験結果及び安全装置機能試験結果の写しを添付すること。
- (5) その他前記4の例によること。

6 その他設置及び変更許可に係る事項（H10.3.11消防危第22号通知）

- (1) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理すること。
- (2) 規則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定（圧縮天然ガススタンドにあつては一般高圧ガス保安規則第7条中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあつては液化石油ガス保安規則第8条中の当該設備に係る規定。以下「高圧ガス保安法の規定」という。）に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行なうこと。

7 変更許可の対象とならない軽微な変更（H14年3月29日消防危第49号「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」より）

製造所等の維持管理等のために工事を行う場合、変更許可の対象とならない範囲、手続き等は、次によること。

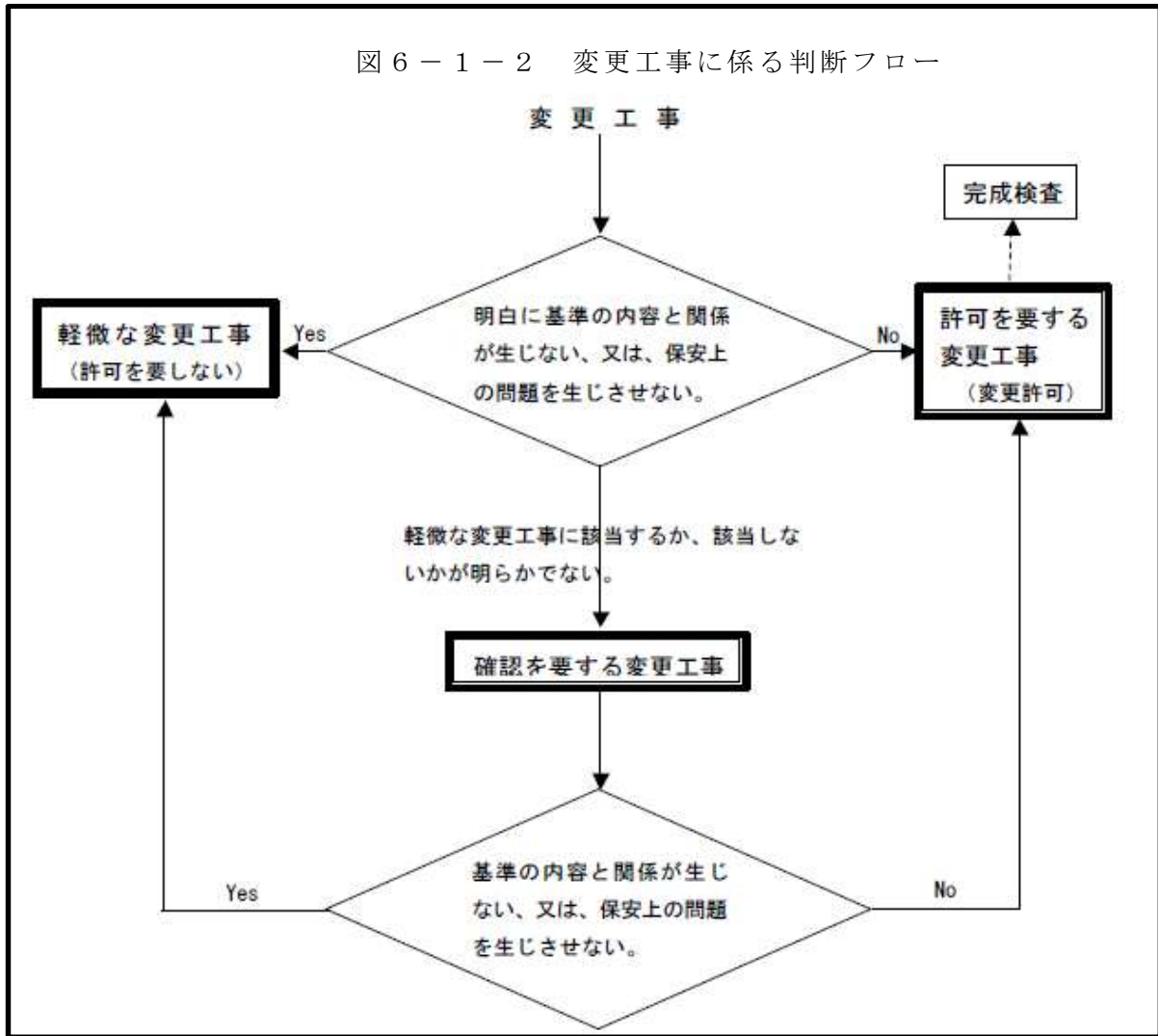
- (1) 製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下単に「基準」という。）の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。
- (2) 製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更許可の対象とならないものであること。
- (3) 危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。
- (4) 対象設備の工事のうち、軽微なものの取扱いは次によること。
 - ア 対象設備の工事で、工事の内容が軽微ではあるが、なお基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、資料等による確認を

要する軽微な変更工事（以下「確認を要する軽微な変更工事」という。）として事前に工事の内容を資料等により確認するものとし、この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、資料を提出することとし、変更許可の手続きを要しないものとする。

なお、変更の内容及び工事の内容を事前に確認することによって変更許可を要する場合もある。

- イ 対象設備の工事で、工事の内容が極めて軽微であり、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、資料等による確認を要しない軽微な変更工事（以下「確認を要しない軽微な変更工事」という。）として、資料を提出することなく、変更許可も要しないものとする。
- (5) 確認を要しない軽微な変更工事であっても、溶接、溶断等の火花を発する器具等を使用する場合には、安全対策のための仮設防火塀等を設置して行うとともに、事前に火気使用に係る資料を提出すること。
- (6) (4)及び(5)の場合の具体的判断は、別記第5-1「変更許可の対象とならない軽微な変更工事（例示）」によること。ただし、別記第5-1に掲げられていないものであっても、変更の程度がこれらの例の何れかと類似若しくは同等であると認められるもの、又は安全対策の担保として必要と認められるものについては、同じ取扱いをしても差し支えないものであること。なお、変更工事に係る判断フローは図6-1-2に示すとおりである。

図 6 - 1 - 2 変更工事に係る判断フロー



(7) 変更許可を要する工事と(4)アの「確認を要する軽微な変更工事」が同時に行われる場合には、変更許可申請書に(4)アの「確認を要する軽微な変更工事」に係る資料を添付して申請しても差し支えないものであること。

なお、完成検査時において、変更許可を要しない部分については、完成検査の対象とならないものであること。

8 その他変更許可の対象とならない軽微な変更に係る事項

(1) 前7(6)による判断において、その判断が極めて微妙なものとなるときはその判断に至る経過を申請書もしくは届出書の備考欄に記載すること。

(2) 「確認を要する軽微な変更工事」の届出書に添付する書類は、次によること。

ア 工事内容に応じた安全対策書（施設の設置者、保安監督者、工事施工者連名のもの）を提出するほか、前記5の例によること。

イ 既設の地下貯蔵タンクの流出事故防止対策等に係る内面の腐食を防止するための措置を講ずる場合は設置時の完成検査済証の添付により設置年数、塗覆装

の種類及び設計板厚を確認すること。なお設置年数については完成検査済証の交付年月日を起算日とする。(H22.7.8消防危第144号通知)

第2 譲渡又は引渡届（法第11条第6項及び規則第7条）

- 1 譲渡とは、贈与、売買等により製造所等の所有権が移転することをいい、法人の合併の場合は、次による。
 - (1) 吸収合併の場合は、吸収される会社は譲渡となるが、吸収する会社は、それによって商号（社名）又は代表者に変更があっても譲渡とはならない。この場合、名称変更届で処理すること。
 - (2) 新設合併の場合は、合併する会社はいずれも譲渡となる。
- 2 引渡とは、事実上製造所等の支配権が移転することをいい、当該製造所を変更する権限の有無等を判断要素とする。
- 3 単なる法人の商号（社名）又は代表者の変更は、譲渡又は引渡とはならない。この場合は、名称等変更届出で処理すること。
- 4 譲渡又は引渡のあったことを証明する書類とは、譲渡又は引渡の当事者（法人にあっては代表者）連名による譲渡書又は引渡書であること。
- 5 製造所等が2に該当しない賃貸借等による運営管理の場合は、「管理等委任届出書」を提出させ、その実態を把握しておくこと。
- 6 複数の製造所等を同一の設置者から、譲渡又は引渡を受けた場合、所定の記載欄に「別紙」と記載し、同欄に記入すべき事項を別紙にまとめて記載してもよいこと。

第3 品名・数量又は指定数量の倍数変更届（法第11条の4第1項及び規則7条の3）

- 1 次の各号に該当しない場合は、変更許可が必要であること。
 - (1) 品名・数量又は倍数を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないとき。
 - (2) 品名・数量又は倍数を変更しても法第10条第3項に規定する技術上の基準に適合するとき。
 - (3) 品名・数量又は倍数を変更しても現に許可を受けている製造所等の保有空地の拡大を要しないとき。
 - (4) 指定数量の倍数を増加する場合において、昭和63年の政令改正（昭和63年12月27日政令第358号）及び平成元年の規則改正（平成元年2月23日自治省令第5号）時の附則における「施行日における指定数量の倍数を超えないこと」の経過措置の規定の適用を受けていないとき。
- 2 品名及び指定数量の倍数の変更の伴わない物品又は化学名の変更については、品名・数量又は指定数量の倍数変更届出の義務はないこと。この場合は、資料提出をもって足りる。（ただし、移動タンク貯蔵所を除く。）

（例） 第4類 第2石油類 灯油 → 第4類 第2石油類 軽油

第4 廃止届（法第12条の6及び規則第8条並びに市規則第4条）

- 1 廃止届出書には、交付を受けた許可証、検査済証及び廃止後の当該施設の撤去等の処理方法を明示した文書を添付すること。
- 2 交付された許可証等を紛失した場合は、紛失した旨を記載した文章を廃止届出書に添付すること。
- 3 製造所等の設置者が同時に複数の製造所等を廃止する場合、所定の記載欄に「別紙」と記入し、同欄に記入すべき事項を別紙にまとめて記載してもよいこと。
- 4 地下貯蔵タンク等を廃止する場合は、別記第53の「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」により措置すること。なお廃止時の留意事項に、水又は砂等をタンク内に完全に充填することとあるが、同程度のものを充填する処置方法も可能であること。
- 5 製造所等の設置者が倒産等で行方不明となり、廃止届出書が未届の場合は次によることができる。
 - (1) 設置者が法人場合、清算人等はその製造所等の管理権原を有することを証明する書類を添付することにより廃止届出書を届出ることができる。
 - (2) 製造所等は又は撤去された製造所等の設置場所が第三者の所有である時は、その者は関係者として廃止届出書を届出ることができる。
なお、その者が権原を有することを証明する書類を添付すること。
 - (3) 上記(1)、(2)において、移動タンク貯蔵所については、確実に廃止していると確認できないものは除くものとする。

第5 危険物保安監督者選任・解任届（法第13条及び規則第48条の3）

1 選任届出の添付図書

危険物保安監督者選任届出には、製造所等において6カ月以上の実務経験を証明する「実務経験証明書」及び危険物取扱者免状の写しを添付すること。

- (1) 実務経験については、製造所等における6カ月以上の危険物取扱いの実務経験を有している必要があるが、危険物取扱者免状の交付を受けた後の実務経験のみに限られないこと。
- (2) 実務経験証明書は、危険物取扱者が実務に従事した事業所の長等、当該事業所における実務を統括・管理する者が作成した証明書を添付すること。ただし、平成元年3月31日以前に免状を取得した場合については、当該証明書は必要ないこと。

2 選任届出の時期

- (1) 製造所等の新設にあつては、設置の完成検査済証が交付され、製造所等の使用を開始するまでに提出すること。
- (2) 危険物の種類又は数量の変更に伴い新たに危険物保安監督者が必要になった場合は、種類又は数量を変更するときまでに提出すること。

3 保安監督者の兼任

危険物保安監督者が、複数の製造所等を兼任できる場合は、同一の敷地内で、かつ、製造所等の区分及び本人の職務上の地位等から判断し、現実には保安の監督が可能な範囲で兼任できる。

4 解任届出

製造所等を廃止したとき、又は危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更に伴い保安監督者の選任の義務がなくなった製造所等については、解任届出は不要とする。

第6 名称等変更届（市規則第7条第1号）

1 届出書は1部とし、設置者が同一である複数の製造所等に係る届出については、所定の記載欄に「別紙」と記入し同欄に記入すべき事項を別紙にまとめて記載することができる。

2 仙台市長、仙台市公営企業管理者又は宮城県知事が設置者となっている製造所等にあつては、設置者変更の届出は不要とする。

3 住居表示変更により製造所等の所在する町名番地に変更があつた場合、住居表示新旧対象表が各課署に送付されていることから、製造所等の所在する町名地番の変更届出は不要とする。

第7 手数料（法第16条の4第1項及び仙台市消防関係手数料条例）

1 設置許可を受けた製造所等の完成検査前の変更許可申請手数料は、設置許可申請手数料額の2分の1とすること。ただし、変更許可申請の際、危険物の貯蔵又は取扱いの倍数に増減があるときは、増減後の倍数に対応する設置許可申請手数料額の2分の1とする。この場合の完成検査手数料の額は、増減後の設置許可申請手数料額の2分の1とすること。

2 設置許可を受けた製造所等の完成検査の前に変更許可を受け、同時に完成検査を受ける場合の手数料額は、1のただし書を除き、設置許可申請手数料額の2分の1とし、変更許可による完成検査手数料は要しない。

第7章 検 査

第1 完成検査（法第11条第5項）

1 規則様式第8の「完成検査申請書」は次によること。

- (1) 「申請者」の欄は、設置又は変更許可申請の申請者と同一であること。
- (2) 「設置又は変更許可番号」の欄には、設置又は変更許可の区別を明記すること。

2 完成検査申請書の添付書類（H9.3.26消防危第35号通知）

完成検査申請書には添付図書は要さない。ただし、特に必要があれば最小限の資料等を添付させることができる。

3 完成検査の方法（H9.3.26消防危第35号通知）

- (1) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用できるものであること。自主検査結果等の活用にあたっては、当局と申請者とは、あらかじめ完成検査において自主検査結果等により確認する事項について、十分調整する必要がある。

なお、(2)に示す自主検査結果報告書等は、完成検査時に検査員が現地で確認受領すること。ただし、内容により現地での確認のみとすることができる。

- (2) 自主検査結果の活用の内容

自主検査結果の活用方法については、次のとおりとする。

ア 位置、構造及び設備（消火設備等を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができる。なお、これらのすべてを必要とするものではなく、技術上の基準の適合状況が確認できる必要最小限のものとする。

イ 消火設備に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。なお、工事規模ごとの完成検査事項等については、次のとおりとする。

(ア) 工事規模ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりとするが、当局と申請者間において、適用する性能試験等についてはあらかじめ調整しておくこと。

a 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

b 中規模な変更工事

中規模な変更工事（a及びc以外）においては、原則としてcに掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略できる。

c 小規模な変更工事

放出口、付属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略できる。

(イ) 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ総合試験の泡放射試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

ウ 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用できること。

(3) 他行政庁等による検査結果の活用（H10.3.11消防危第22号通知）

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行なわれることから高圧ガス保安法の規定に係る部分の完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行なうことができる。

(4) 認定事業所の自主検査結果の活用（H11.3.17消防危第22号通知、H13.3.30消防危第44号通知、H20.1.28消防危第16号通知）

石油コンビナート等災害防止法第2条第2項に規定する石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「認定事業所」という。）については、当該事業所が行う下記の変更工事に係る完成検査及び完成検査前検査（以下「完成検査等」という。）について、当該事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施して差し支えないものであること。

なお、認定事業所としての認定、完成検査等の手続その他詳細については、平成11年3月17日付け消防危第22号「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」及び平成13年3月30日付け消防危第44号「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について」、平成20年1月28日付け消防危第16号「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正についてによること。

ア 完成検査

次の(ア)～(カ)に係る変更工事（ただし、下枠内のa～cに該当するものを除く。）

(ア) 建築物及び工作物

(イ) タンク（タンク本体、付属設備、防油堤等）

(ウ) 危険物取扱機器、配管等

(エ) 消火設備

(第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設(防護区画の拡大を伴うものに限る。)を除く。)

(7) 警報設備

(自動火災報知設備の新設又は増設(警戒区域の拡大を伴うものに限る。)を除く。)

(イ) その他(電気設備、制御設備、標識・掲示板等)

- | |
|--|
| <p>a 保安距離又は保有空地に変更を伴うもの</p> <p>b 容量1,000キロリットル以上のタンク本体の工事(特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の工事を除く。)</p> <p>c 次の事項に該当するものとして、変更許可の際、特に指示するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの(容量10kℓ以上の20号タンクが新設されるもの等)・当該変更工事に危険物の規制に関する政令第23条を適用したもの(特に一般的でないもの)・法令適用基準の変更を伴うもの(一般の基準から、高引火点危険物に係る特例基準に基準の適用を変更する場合等) |
|--|

イ 完成検査前検査

容量1,000kℓ未満のタンクの水張(水圧)試験を要する変更工事

4 完成検査時における工所用架台等の取扱い

完成検査時には、試運転等に備え工所用架台等を残置する必要があることを踏まえこれについては以下の取扱いとする。

(1) 保有空地内の工所用事務所及び工所用資機材

保有空地内に設けた工所用事務所及び保有空地内に置いた工所用資機材については、完成検査時には撤去されていること。

(2) 完成検査後の試運転用工事架台等

試験検査後の試運転時のメンテナンス監視等の確認上必要となる工所用架台等は完成検査時に残置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を確認すること。

5 不合格の判定

不合格の判定は、次によること。

- (1) 技術上の基準に適合していないもの。ただし、検査終了時までには補修等が行われ、政令等技術上の基準に適合した場合は、不合格としないことができる。
- (2) 未完成のもの。ただし、軽微な事項で現場での確認を必要としないものを除く。
- (3) 技術上の基準に適合しているが、許可内容と異なるもの。ただし、軽微なものは、図面差替え等により不合格としないことができる。

第2 中間検査

1 完成検査時において、技術上の基準の適否について確認できないものについては、中間検査を実施する。

- (1) 中間検査は、完成検査又は完成検査前検査のように法に規定されていないので、必ずしも全部実施する必要はなく、内容により実施すること。
- (2) 中間検査は工事の監督ではなく、許可内容と相違ないことの確認である。
- (3) 完成検査時に十分確認できる場合は、中間検査を省略することができること。
- (4) 現場での完成検査前検査時に中間検査も同時に実施して時間の節約を図ること。
- (5) 中間検査は、状況によって写真、試験結果等の提出により代えることができる。

第3 完成検査前検査（法第11条の2）

1 申請書に関する事項（規則第6条の4）

- (1) 「申請者」の欄は、設置又は変更許可申請書の申請者と同一であること。
- (2) 申請書は、タンク1基ごとに提出すること。

2 水張検査等に関する事項（政令第8条の2）

- (1) 設置するタンクの検査申請書には、タンクの構造、材質、寸法及び容量計算を明示した図面を提示すること。なお、容量計算にあつては規則第2条によるほか別記第55「タンクの内容積の計算方法について」によること。
- (2) 仙台市に設置するタンクで、他の行政機関においてタンク検査を実施したものについては、タンクの検査済証の写しを、タンク据付け時まで提出すること。
- (3) タンク内部をグラスライニング、合成樹脂等で防食措置を講じる場合は、防食措置を施す前に検査を実施すること。なお、鋼製地下タンクのFRPによる内面保護については、別記第59「鋼製地下貯蔵タンクの内面の腐食を防止するためのコーティング施工について」によること。
- (4) ジャケットその他付属物が溶接され、1回の検査では確認が困難なタンクについては、複数回検査を実施するものとする。
- (5) 製造所等の廃止届がなされたときは、当該製造所等のタンク検査済証は、その効力を失う。ただし、(7)及び(8)の場合を除く。
- (6) タンク検査済証（副）については、次によること。

ア 「検査圧力」の欄には、水張検査にあつては「水張」、また水圧検査にあつては、当該圧力を重量キログラム毎平方センチメートル（キロパスカル）の単位で表示すること。

イ タンク検査済証（副）の取り付けは、タンクと同材質の板をタンク本体又はマンホール等に溶接し、その板にリベット等で強固に取り付けること。

ウ タンク本体の変更に伴い、タンク検査を実施した場合のタンク検査済証は、先に取り付けたタンク検査済証の隣に取り付け、その経過を明確にしておくこと。

(7) 施設区分の変更（製造所と一般取扱所間のみ）に伴い、令第9条第1項第20号に規定する危険物を取り扱うタンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが令第11条第1項第4号（水張又は水圧試験に係る部分に限る。以下同じ。）、第12条第1項第5号又は第13条第1項第6号の基準に適合すると認める場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査（水張又は水圧試験に係る部分に限る。）を改めて実施しないことができる。（H9.6.2消防危第70号質疑）

(8) 地下貯蔵タンクを転用する場合で、次のいずれかに適合するときは、埋設した状態で完成検査前検査を行うことができる。

ア これまでに法第14条の3の2に基づく定期点検（地下貯蔵タンク及び埋設配管の点検に関する事項をいう。）が実施され、異常が認められないものであり、かつ、地下貯蔵タンクを埋設後15年を経過しないものであるとき。

イ タンク内部から目視点検及び板厚の測定を行った結果支障がないと認めるとき、または適切な補修を行ったとき。

この場合の完成検査前検査は、水圧（水以外の適当な液体で行う試験を含む。）試験、不燃性ガスの封入による気密試験等を行うことにより政令第13条第1項第6号に定める水圧試験に代えることができる。

(9) 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態で輸入される液体危険物タンクのうち、次のアの各号に適合している場合は、イに示す海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書を活用することにより、危政令第9条第1項第20号に定める水張試験又は水圧試験を実施して差し支えないものであること。（H13.3.23消防危第35号通知）

ア 対象となる液体危険物タンク

(ア) 周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの。

(イ) 海外の公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該検査機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの）により確認されるもの。

イ 海外の公正かつ中立な検査機関

海外の公正かつ中立な検査機関は、危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験を適性かつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有しているものであること。なお、当該検査機関の例として下記に示す。

- ・ Loyd's Register（ロイズ・レジスター）
- ・ Germanisher Lloyd（ジャーマニッシャー・ロイド）
- ・ Underwriters Laboratories Inc.（ユー・エル）

- ・ SGS (エス・ジー・エス)
- ・ TUV (テュフ)
- ・ Bureau Veritas (ビューロ・ベリタス)

第4 保安検査（法第14条の3）、内部点検（法第14条の3の2）

保安検査及び内部点検において、定点測定による板厚測定方法及び磁粉探傷試験（浸透探傷試験を含む。）による溶接部の確認方法（以下「従来の検査方法」という。）ではない新たな検査方法（以下「新技術による検査方法」という。）を用いる場合は、平成12年8月24日付け消防危第93号「特定屋外貯蔵タンクの内部点検等の検査方法に関する運用について」及び平成15年3月28日付け消防危第27号「連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について」によること。

なお、従来の検査方法によるか、新技術による検査方法によって行うかについては、どちらの検査方法によっても差し支えない。

第5 危険物施設の検査に係る技術的な審査の委託

危険物施設の検査に係る技術的な審査を、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で高圧ガス保安法の指定検査機関又は労働安全衛生法の検査代行機関へ委託できるものとし、その場合は平成12年12月19日付け消防危第118号「保安四法に係る検査主体の相互乗り入れに係る審査機関の基準等について」によること。

第6 危険物施設の検査における安全対策

危険物施設における検査等を高所や深所等の箇所で行う場合は労働安全衛生法等、関係する法令やガイドライン等の内容に沿った墜落防止等の安全対策をとること。

特に移動タンク貯蔵所の検査については関係者と事前に調整し、できる限り検査車両の整備工場等、高所部分を検査するための確保ロープや足場等が事前に設定された場所で行うよう努めること。

なお、安全対策を十分にとることができないと判断される場合に限り、写真等の提出をもって当該箇所での検査に代えることができるものとする。

2 中間検査の適用については、次表によること。

表7-2-1 中間検査

		中間検査箇所		適用	備考	
共通	配管等	材料、位置		△		
		鉄筋コンクリートの貫通部				
		耐試 圧験	地上配管	○		
			地下埋設	◎		
		地埋 下設	防食被覆	○		
			配管周囲の土、石及び固形物	△		
屋外 タンク 貯蔵所	地盤	地盤支持力（又は補強）の状況		△	特定屋外タンク貯蔵所以外	
		支持力試験				
	基	鉄筋 コンクリ ー ト 基礎	鉄筋材質、直径	△	特定屋外タンク貯蔵所以外	
			鉄筋配置			
			鉄筋継手の位置及び状況			
			かぶり			
	礎	盛り 土 基礎	碎石の粒径及び粒度		△	特定屋外タンク貯蔵所以外
			碎石リングの高さ及び幅			
		リ ン グ	鉄筋材質、直径			
			鉄筋配置			
			鉄筋継手の位置及び状況			
			かぶり			
			高さ及び幅			
	ク	大きさ及び高さ		△		
		表面高低差				
		緩衝材				
	蔵 所	支 柱	材 料		△	
			鉄筋 コンクリ ー ト の場合	鉄筋材質、直径		
鉄筋配置						
鉄筋継手の位置及び状況						
かぶり						
ク	タ ン ク	材質及び板厚		△		
		底板の配置				
		溶接方法				
		内部補強				
		固定方法				

屋外 タンク 貯蔵所	タンク	底板外面の防食措置		△		
		真空試験、漏れ試験等		○		
	防油堤	鉄筋コンクリートの場合	材 料		○	
			施 工			
			鉄筋材質、直径			
			鉄筋配置			
			鉄筋継手の位置及び状況			
			かぶり			
目地部の止液板						
フーチング						
溝渠等の状況						
地下 タンク 貯蔵所	タンク室	幅及び深さ		○		
		防水措置				
		鉄筋コンクリートの場合	鉄筋材質、直径			
			鉄筋配置			
			鉄筋継手の位置及び状況			
	かぶり					
	連通管、ためます					
	乾燥砂					
	タンク室省略	位置（地下トンネル等からの距離）		○		
		基	鉄筋材質、直径			
鉄筋配置						
鉄筋継手の位置及び状況						
かぶり						
礎		幅及び厚み				
		周囲の囲い				
		連通管				
	アンカーボルトと基礎との接続					
支柱	鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート管	鉄筋材質、直径		○		
		鉄筋配置				
		鉄筋継手の位置及び状況				
		かぶり				
	材 料					
断面積						

地下タンク		基礎配筋との接続	○	
	タ	据付け状態	◎	
		防食被覆	○	
	ン	検査済証の確認	◎	
		地盤面と頂部との間隔	○	
	ク	配管取付け位置		
貯蔵所	ふ	鉄筋材質、直径	○	
		鉄筋配置		
		鉄筋継手の位置及び状況		
	た	かぶり		
		支柱鉄筋又はタンク室との接続		

※ 検査適用欄の区分

- ◎.....検査が必要。
-検査が必要であるが、写真、試験結果等の提出により中間検査に代えることができる。
- △.....検査をしなくても、資料等の提出を要さない。

第8章 予防規程の審査要領

第1 予防規程の制度の概要（調査検討報告書 H13.3 消防庁）

1 予防規程の目的

- ・ 危険物施設の災害を防止すること
- ・ 災害が発生した場合には、災害の拡大を防止し、被害を最小限に抑えること

留意点

危険物施設の具体的形態に応じて定める危険物の貯蔵及び取扱いに係る具体的基準とすることが必要である。

2 制定対象（危政令第37条）

予防規程の制定対象施設

制定対象施設	予防規程を制定しなければならない条件
製造所	指定数量の倍数が 10 以上のもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 150 以上のもの
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 200 以上のもの
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以上のもの
移送取扱所	すべて
一般取扱所	指定数量の倍数が 10 以上のもの (指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40℃ 以上の第四類の危険物のみを取り扱う一般取扱所で危険物を容器に詰め替えるものを除く。)
給油取扱所	自家用屋外給油取扱所以外のもの

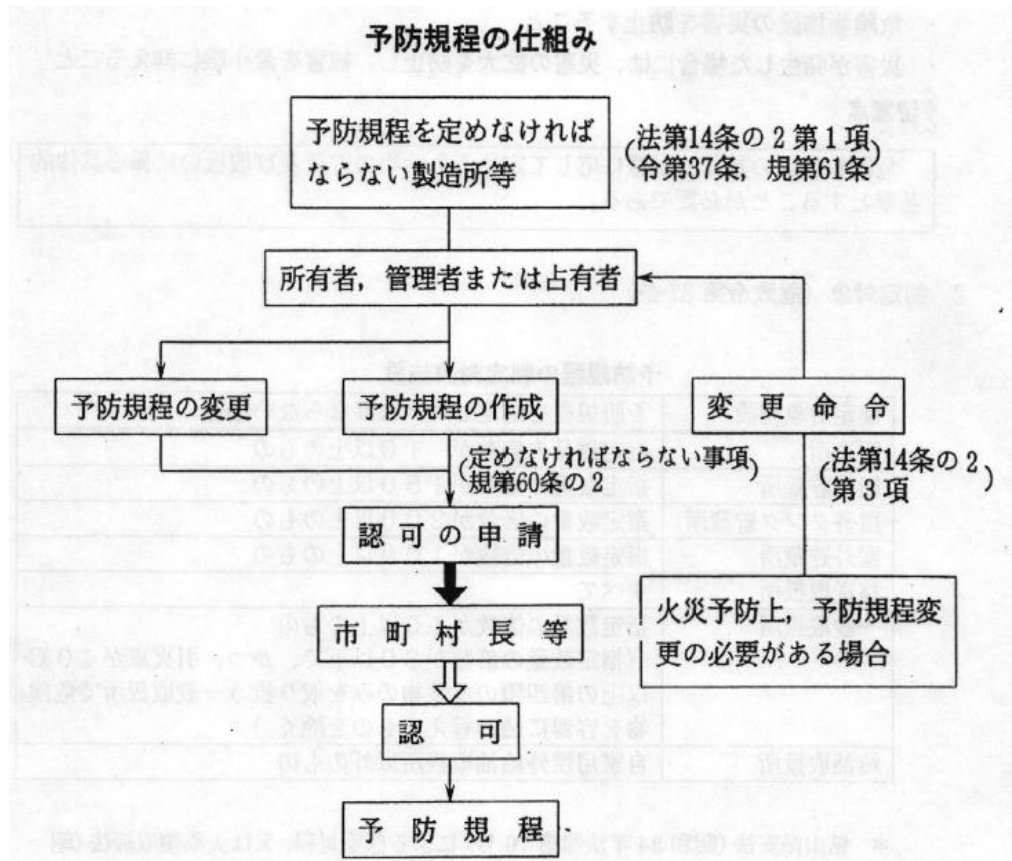
* 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）による保安規程、又は火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）による危害予防規程を定めているものは、これらが予防規程とほぼ同内容であること及び施設の特異性から予防規程の制定義務対象施設から除かれている。（危規則第 9 条の 2）

* 指定数量の倍数が 10 倍以上 30 倍以下の詰替えの一般取扱所で、引火点が 40℃ 以上の第四類の危険物を容器以外の移動タンク貯蔵所に注入する場合は予防規程の策定が必要になる。

3 予防規程に定めなければならない主な事項（危規則第 60 条の 2）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 保安管理体制 | ⑩ 顧客に対する監視その他保安措置 |
| ② 自衛の消防組織 | (給油取扱所のみ) |
| ③ 保安教育 | ⑪ 配管工事現場の保安監督及び配管の保安体制 |
| ④ 巡視、点検及び検査 | (移送取扱所のみ) |
| ⑤ 運転・操作 | ⑫ 災害対応 |
| ⑥ 危険物の取扱作業の基準 | ⑬ 書類、図面の整備 |
| ⑦ 補修方法 | ⑭ 保安に関する記録 |
| ⑧ 施設の工事における安全管理 | |
| ⑨ 危険要因の把握、対策 | |
- (製造所及び一般取扱所のみ)

4 予防規程に係る認可



解説

製造所の所有者等は、作成した予防規程の内容が消防法第10条第3項に規定されている技術上の基準に適合したものであるか、また、火災等の災害防止対策として適当であるかについて市町村長等の認可を受けなければならない。

一旦、認可を受けた予防規程であってもその後の当該製造所等の位置、構造及び設備の変更並びに貯蔵及び取扱方法の変更、従業員の増減、危険物の種類または数量の変更、周囲の状況等の変化により不適切となった場合は、予防規程を変更し、再度認可を受けなくてはならない。

また、市町村長等は、火災予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。(消防法第14条の2第3項)

第2 製造所等（給油取扱所を除く。）の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

指 導（昭和40.11.2自消丙予発178号通達）

- ・ 同一事業所内に複数の危険物施設がある場合は、予防規程対象施設に含めて一の予防規程として作成する。
- ・ 予防規程本文の他に予防規程適用範囲（危険物製造所等の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表）を添付する。

2 予防規程と他規程等との関係

留意点

- ・ 事業所の社内規程等（工場就業規則、防災計画、危害予防規程（高圧ガス保安法））の内容が、予防規程の法定要件を十分満たしていれば、その様式のいかんにかかわらず予防規程として支障ないものであること。

指 導

- ・ 事業所の社内規程等が複数ある場合は、優先順位を明確にし、記載内容に矛盾が生じないように定める。

3 予防規程に定める事項

作成要領

予防規程は、事業所の実態に照らし危険物の取扱い形態や規模を考慮して次に掲げる内容等により安全管理の実効が挙がるよう作成するものであること。

(1) 総括的事項

- ① 適用範囲（製造所等の全域等）
- ② 予防規程の周知徹底

指 導

- ・ 立入る者への遵守義務
- ・ 予防規程の細則(作業マニュアル、応急措置マニュアル等)の明記
- ・ 危険物保安監督者等の予防規程の立案、改正への参画

(2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること

- ① 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
- ② 保安業務の各役割の担当者
- ③ 保安業務の各役割の代行者（危険物保安監督者代行者→危険物取扱者資格要）
- ④ 交換時の引継方法及び引継事項

指 導

- ・ 保安管理組織の組織図の添付

解説（H13.8.23 消防危第98号通知）

危険物施設の保安業務には、危険物の貯蔵及び取扱作業の立会いを行い従業員に必要な指示を与え、施設の点検等の維持管理をすること等がある。

また、火災をはじめとする災害が発生した場合には、従業員を指揮して応急措置を講じることも必要である。

危険物施設の所有者、保安監督者等の保安業務を管理する者自らが保安業務を全て行うことは不可能であり、また、保安業務を効率のよいものとするためには**役割を適切に分担し、業務を組織的に行う必要がある。**

保安業務の内容についてはできるだけ具体的に定め、これを施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じて役割分担することとなるが、担当者及びその代行者の決定においては、役割に対する責任についても考慮する必要がある。

特に代行者に関しては、基本的に、担当者の行う保安業務に必要な権限と**同等又はそれ以上の権限を有する者**とする必要がある。

中でも、危険物保安監督者については、消防法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行するものは、**原則的に危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。**

[参考] 別記60 予防規程（例）第2章

(3) 自衛の消防組織に関すること

- ① 自衛の消防組織の活動内容
- ② 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- ③ 自衛の消防組織の構成員の代行者

指 導

- ・ 自衛の消防組織の組織図の添付

解説 (H13.8.23 消防危第98号通知)

危政令第38条により一定規模以上の危険物施設を有する事業所について設けることとされている**自衛消防組織のほか、自主的に組織される災害時の即応体制について定める必要がある。**

[参考] 別記60 予防規程（例）第2章及び第8章

(4) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること

- ① 保安教育の対象者の区分
- ② 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- ③ 保安教育の時期

解説 (H13.8.23 消防危第98号通知)

危険物施設の事故は、人的要因によるものが多く発生しており、これを防ぐために**従業員は保安に必要な知識及び技能を身につけておく必要がある。**これには、テキストを活用したり、訓練を実施するといった保安教育を行うことが有効である。

保安教育は、危険物施設の全従業員を対象とすることが必要である。なお、必要に応じて当該施設の補修、整備等を行うため当該施設に出入りする関係会社の従業員等も対象に含めることが望ましい。

保安教育の計画作成においては、対象者の知識や経験を念頭に置き、従業員の保安意識の維持向上のため、対象者に応じた内容及び実施時期等を考慮することが必要である。特に実施時期については、保安に対する関心の低下や作業慣れによる気の緩みを防ぐため、**作業内容に応じた適切な時期とすることが望ましい。**

[参考] 別記60 予防規程（例）第3章

(5) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査

- ① 巡回、点検及び検査の時期、内容及び方法
- ② 巡回、点検の実施者（必要な資格を明記）
- ③ 巡回、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
- ④ 巡回、点検及び検査により不備事項を発見した場合の応急措置及び報告

解説（H13.8.23 消防危第 98 号通知）

消防法第 12 条により、危険物施設の位置、構造及び設備は、消防法令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことが義務付けられており、また、同法第 14 条の 3 の 2 により一定規模以上の製造所等については、定期的に点検を実施することが定められている。

これに基づき、危険物施設及び設備ごとに運転状況、危険物の取扱状況等に関して、巡視、点検及び検査の内容及び方法をチェックリストを作成するなどにより明確にする必要がある。なお、危険物施設の保安確保上必要がある場合には、消防法の規定に関するもの以外にも施設の実態に応じて、巡視、点検及び検査についての基準を明確にしておくことが望ましい。

また、巡視、点検及び検査の実施者を指定する場合は、資格の必要なものについては、実施者が当該資格を有していることを確認する必要がある。

[参考] 別記 60 予防規程（例）第 4 章

(6) 危険物施設の運転又は操作に関すること

- ① 安全かつ適正に運転するための基準
- ② 火気の使用に伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
- ③ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
- ④ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項

解説（H13.8.23 消防危第 98 号通知）

危険物施設の運転又は操作に関しては、通常の運転時の保安確保に関する事項のみならず、緊急時の措置についても定めておく必要がある。

なお、(8) 危険物の取扱作業の基準に関することにも該当する事項がある場合は、(8)の内容を本項目に含めることも可能である。

[参考] 別記 60 予防規程（例）第 5 章及び第 8 章

(7) 危険物の取扱作業の基準に関すること

- ① 危政令第 24 条から第 27 条までに規定されている遵守事項に対応した基準
- ② 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（①に該当するもの以外）

備考

- ・ ナトリウム・硫黄電池の一般取扱所を遠隔操作する場合は、当該施設の監視、制御等を行う場所及び運転体制を含めた方法を定めること。

解説（H13.8.23 消防危第 98 号通知）

危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準について、消防法令に定められている事項等に加え、危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準を具体的にわかりやすく規定する必要がある。

なお、(7) 危険物施設の運転又は操作に関することにも該当する事項がある場

合は、(7) の内容を本項目に含めることも可能である。

[参考] 別記 6 0 予防規程 (例) 第 5 章

(8) 補修等の方法に関すること

- ① 補修工事の関係者連絡体制 (工事計画作成段階、工事中、工事終了後)
- ② 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制
- ③ 補修工事終了後の安全確認方法

解説 (H13. 8. 23 消防危第 98 号通知)

危険物施設の事故は、補修工事中にも発生していることから、工事計画作成時点から工事後の安全確認が終了するまで、関係する部署間で連絡を取り合い、工事の部位、方法、期間等の周知徹底を図る仕組みを確立することが必要である。

また、工事計画作成段階においては、補修に先だてて講じる措置、補修中の養生方法、補修完了後の措置及び緊急時の対応方法等について明確にするとともに、これらの措置の確認方法及び確認体制に関する事項を定めておくことが必要である。

[参考] 別記 6 0 予防規程 (例) 第 6 章及び第 7 章

(9) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。

解説 (H17. 1. 14 消防危第 14 号通知)

施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等に関して、責任者の要件、事業所全体の調整を含め工事計画を承認する仕組み・手続き、工事開始前及び開始後に行うべき安全対策の基本的事項、協力業者を含めた保安情報の共有等といった安全管理の基本的な体制・仕組みについて確立することが必要である。

[参考] 別記 6 0 予防規程 (例) 第 7 章

(10) 危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること (製造所及び一般取扱所のみ)

- ① 取扱工程又は設備等の変更に伴い生じる危険要因 (火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因) の事前把握
- ② 把握した危険要因に対し、必要な対策を適切に講じること

解説 (H17. 1. 14 消防危第 14 号通知)

取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因の変化を事前に把握したうえで、有効な対策を決定していく事故防止のための基本的取組に関する事項をいうものであり、ここでいう「危険要因」とは、火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因をいうものである。危険要因の把握にあたっては、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程ごとに想定事故形態と必要と考える対策を箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

[参考] 別記 6 0 予防規程 (例) 第 9 章

(11) 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。

(12) 移送取扱所にあつては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること。

(13) 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関すること

- ① 緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震発生時等）
- ② 避難に関すること
- ③ 応急措置方法（事故種別（火災、漏えい、地震等）ごとの措置、資機材に関すること）

留意事項（H13.8.23 消防危第 98 号通知）

消防法第 16 条の 3 において、危険物施設の所有者等は、当該施設で危険物の流出、その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じなければならないとされており、また、このような事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署等に通報しなければならないとされていることから、消防署等への**通報連絡体制と手段**を定めるとともに、**応急措置に関する事項**を定め、これに使用する**資機材を準備**する必要がある。

なお、応急措置の方法については、類似施設の事故例等を参考にして予測される事故に関する対応方法を**できるだけ具体的にわかり易く定めておく**ことが必要である。

[参考] 別記 60 予防規程（例）第 8 章

(14) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急処置等に関すること。

- ① 従業員への連絡方法
- ② 従業員等の安全確保等に係る対応
- ③ 施設の緊急停止の方法、手順等
- ④ 施設の緊急停止等の実施体制
- ⑤ 従業員への教育及び訓練
- ⑥ 入構者に対する周知

解説（H17.1.14 消防危第 14 号通知）（H24.8.21 消防危第 197 号通知）

仙台市が作成する津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定された地域に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者は、当該事項を予防規程に定める必要がある。なお、津波浸水想定区域図等が見直された場合は、その都度見直す必要がある。

製造所等の実態に即して必要な対策を具現化しながらこれを明確に規定するよう作業を進めることが重要である。

地震発生後、危険物施設等に対して行うべき事項（優先順位を考慮した施設の点検、運転停止等の措置、異常発生の危険性を想定した事前措置（必要な従業員の緊急参集、必要な資機材等の調達等））について定めておく必要がある。

[参考] 別記 60 予防規程（例）第 8 章

(15) 危険物の保安に関する記録に関すること

- ① 保安に関する記録の様式(項目、日時、実施者、確認者(責任体制を明確に))
- ② 保安に関する記録の保存方法

解説 (H13.8.23 消防危第98号通知)

保安に関する記録としては、①～⑤等がある。

- ① 点検・検査の記録
- ② 設備の故障、補修等に関する記録
- ③ 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録
- ④ 異常時の応急措置に関する記録
- ⑤ 事故に関する記録

これらの記録については、単に保存するだけでなく、内容を分析し、その結果をより高度な安全対策に活かして行くといった活用方法もあるため、索引をつける等、分析等に活用しやすいフォーマット、保存方法とすることが必要である。

[参考] 別記60 予防規程(例)第4章

(16) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。

4 危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づく異常気象発生時に係る計画に関する事項 (R2.3.27 消防危第86号通知) (R3.3.30 消防危第49号通知)

各危険物施設における風水害対策については、3(13)の「災害その他の非常の場合にとるべき措置に関すること」に該当することから、風水害対策タイムラインを作成し、予防規程に定めるように指導すること。

[参考] 別記60 予防規程(例)第8章

5 他の保安規程の適用を受ける施設の取扱い

危省令第61条前段に規定する製造所等に対しては、法第16条の5の規定に基づき、当該保安規程、危害予防規程の提出を求めること。

第3 給油取扱所の予防規程 (S62.4.28 消防危第38号通知) (H10.3.13 消防危第25号通知)

1 予防規程の作成単位(認可の申請)

原則として、一の給油取扱所に対して一の認可申請とすること。

2 予防規程に定める事項

(1) 総括的事項

ア 適用範囲は、給油取扱所の全域とすることを定めていること。

イ 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課することを定めていること。

ウ 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定めていること。

エ 危険物取扱者等、危険物の貯蔵・取扱いに従事する者も予防規程の立案、改正に参画することを定めるように指導する。

- (2) 保安業務を管理する者の職務及び組織、危険物保安監督者の代行(危省令第60条の2第1項第1号、第2号)
- ア 保安管理組織の構成及び業務内容を役職名等で具体的に定めていること。
- イ 危険物保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定めていること。
- ウ 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定め、保安管理の組織図を添付するよう指導する。
- (3) 自衛の消防組織(危省令第60条の2第1項第3号)
- 勤務体制がシフト制を採用するなど目時によって従業員が異なる場合や営業時間が長時間にわたる場合は、実態に合わせた組織を定めていること。
- * 第2 製造所等の予防規程 3(3) 参照**
- (4) 保安教育(危省令第60条の2第1項第4号)
- * 第2 製造所等の予防規程 3(4) 参照**
- (5) 巡視、点検、検査(危省令第60条の2第1項第5号)
- ア 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者について定めていること。
- イ 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処理を行う義務及び所長への報告義務を定めていること。
- (6) 危険物施設の運転・操作、危険物の取扱作業基準(危省令第60条の2第1項第6号、第7号)
- ア 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準については、法令に定める基準を遵守する義務の他、次の事項を定めていること。
- (ア) 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
- (イ) 給油又は注油時における油種の確認
- (ウ) ローリーからの危険物受け入れ作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量の確認
- (エ) みだりに火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
- (オ) 危険物の積み降ろし時及び給油時における自動車等のエンジン停止の確認
- (カ) 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注油済み容器の放置の禁止
- (キ) その他当該給油取扱所の形態等に応じた必要な事項
- イ 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油は注油の業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定めるとともに、特に留意しなければならない次の事項も定めていること。
- (ア) 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係ない者を対象とする業務の禁止
- (イ) 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施
- (ウ) 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
- (エ) その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じた必要な事項
- ウ 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、あら

かじめ明示された駐車禁止の場所以外の場所において行わせることを定めていること。

- (7) 補修等の方法(危省令第60条の2第1項第8号)

*** 第2 製造所等の予防規程 3(8) 参照**

- (8) 顧客に対する監視その他保安のための措置(危省令第60条の2第1項第8号の2) (H10.3.13消防危第25号通知)

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者(以下「危険物取扱者等」という。)の顧客に対する指示・連絡体制及び必要な措置体制を定めていること。

イ 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限の設定について定めていること。

- (9) 災害その他非常の場合の措置(危省令第60条の2第1項第11号)

ア 災害時の即応体制を備えておくため、自衛の消防隊を編成すること及び自衛の消防隊長、自衛の消防隊員の責務を定めていること(規模に応じ、その役割分担を定めること。)

イ 事故時の措置及び消火活動等については、次の事項を定めていること。

(ア) 火災の発生又は危険物流出等を覚知した者の報告義務と、自衛の消防隊長の指揮下で実施する客等の避難誘導及び応急措置

(イ) 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等の応急措置

(ウ) 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報

ウ 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定めていること。

エ 地震後から施設再開までの対策について、次の事項を定めていること。

(ア) 二次点検の実施

(イ) 被害状況の把握及び施設の補修

(ウ) 二次災害の防止措置

(エ) 復旧作業等の実施

- (10) 危険物の保安記録(危省令第60条の2第1項第12号)

*** 第2 製造所等の予防規程 3(15) 参照**

- (11) 危険物施設の書類等の整備(危省令第60条の2第1項第13号)

許可書類等の保管、整備について定めていること。

- (12) その他危険物の保安に必要な事項(危省令第60条の2第1項第14号)

ア 事業所が地域の行政機関、住民等と災害時の協力体制を締結した場合は、これに係る事項を定めていること。

イ 施設、設備の耐震化を促進することについて定めていること。

ウ 防火・防災業務を委託する場合も、防災活動及び教育訓練等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を確保し、次の事項を明記するよう定めていること。

(ア) 受託者の氏名及び住所(法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)

(イ) 受託者の行う防火・防災業務の範囲及びその実施方法

3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所における事項 (H10.3.11 消防危第22号通知) (H27.6.5 消防危第123号通知) (H29.1.26 消防危第31号通知)

- (1) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員も予防規程の立案、改正に参画することを定めるように指導する。
- (2) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員の職務代行者及び保安に係る職務について定めていること。
- (3) 圧縮天然ガス等の災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関して定めていること。
- (4) ディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合、固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限の設定について定めていること。

4 単独荷卸しを行う給油取扱所における事項 (H17.10.26 消防危第245号通知) (H30.3.30 消防危第44号通知)

次の事項を2「**予防規程に定める事項**」に追加すること。

- (1) 危険物保安監督者及び従業員に対する教育(危省令第60条の2第1項第4号関係)単独荷卸しに係る次の事項の教育を定めていること。
 - ア 単独荷卸しの仕組み
 - イ 単独荷卸しに係る安全対策設備の構造、機能等
 - ウ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の対応
 - エ 異常事態発生時の対応
- (2) 安全対策設備の維持管理(規則第60条の2第1項第5号関係)
単独荷卸しを行うため設置する安全対策設備を適正に維持管理するための点検を定めていること。
- (3) 単独荷卸しの実施(規則第60条の2第1項第7号関係)
石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを適切に行うことを定めていること。
- (4) 事故等の異常事態発生時の対応(規則第60条の2第1項第11号関係)
営業中及び営業時間外における単独荷卸し時に異常事態(火災等の発生及び安全対策設備の異常)が発生した場合の対応を定めていること。
- (5) 単独荷卸しの仕組み(規則第60条の2第1項第14号関係)
石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みについて、次の事項を定めていること。
 - ア 給油取扱所に設置する安全対策設備
 - イ 単独荷卸しを実施する運送業者が実施すべき事項
 - ウ 石油供給者が実施すべき事項
- (6) 危険物保安監督者、従業員の体制(規則第60条の2第1項第14号関係)
単独荷卸し時における危険物保安監督者、従業員の体制について次の事項を定めていること。
 - ア 営業時間中に単独荷卸しを行う場合は、危険物保安監督者が従業員に単独荷卸の開始時及び終了時を周知すること
 - イ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の乗務員との連絡体制(開始時、終了時

- 等)
- ウ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の給油取扱所においてとるべき措置
- エ 単独荷卸しが終了した時に油量等の確認を実施すること

[参考] 別記60 予防規程(例)第5章

※ 単独荷下ろしに関して予防規程に添付する書類

- ・石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- ・当該給油取扱所において、単独荷卸しを実施する運業者のリスト
- ・石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所に対して確約した書類(契約書等)

5 可搬式の制御機器を使用する給油取扱所における事項 (R2.3.27 消防危第87号通知) (R2.11.11 R2 消予危第1370号通知)

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において可搬式の制御機器を使用する場合は、次の事項を2「予防規程に定める事項」に追加すること。

- (1) 制御卓における監視業務を原則とし、可搬式の制御機器の使用は、この業務を補完するものとして設ける旨を定めていること。
- (2) 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の監視業務は、直接視認により行うことについて定めていること。
- (3) 可搬式の制御機器の取扱者の資格(丙種を除く危険物取扱者)について定めていること。
- (4) 危険物の取扱作業中の者が同時に可搬式の制御機器の操作を行わないことについて定めていること。
- (5) 可搬式の制御機器が防爆構造でない場合は、可燃性蒸気が滞留する危険範囲内で操作を行わないことについて定めていること。
- (6) 可搬式の制御機器が、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H30.8.20 消防危第154号通知)の1に掲げる規格等に適合すること及び落下防止措置を講ずることについて定めていること。
- (7) 火災等の災害発生時における措置について定めていること。
- (8) 災等の災害発生時における応急対応を含め、機器の構造・操作について必要な教育・訓練について定めていること。

[参考] 別記60 予防規程(例)第5章

6 携帯型電子機器（可搬式の制御機器を除く）を使用する給油取扱所における事項（H30.8.20 消防危第 154 号通知）

携帯型電子機器（可搬式の制御機器を除く）を使用する場合は、5「可搬式の制御機器を使用する給油取扱所における事項(4)から(8)」を2「予防規程に定める事項」に追加すること。

- ※ 携帯型電子機器に関して、予防規程に添付する書類
- ・携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置
 - ・携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制

7 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に関する事項（R2.3.27 消防危第 88 号通知）（R2.11.11 R2 消予危第 1370 号通知）

給油取扱所において、屋外で物品の販売等の業務を行う場合は、次に掲げる事項について、2「予防規程に定める事項」に追加すること。

- (1) 裸火等の火気を使用しないこと。また、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等の使用について定めていること。
- (2) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合の物品等の積み重ね高さについて定めていること
- (3) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないことについて定めていること。
- (4) 車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱作業を行う際に必要な空間を確保について定めていること。
- (5) 火災時における顧客の避難経路、避難誘導體制について定めていること。
- (6) 営業終了後の物品の適切な管理について定めていること。

[参考] 別記 6 0 予防規程（例）第 5 章

- ※ 屋外での物品の販売等の業務に関して予防規程に添付する書類
- ・物品の配置場所、物品の管理方法及び顧客の避難に関する販売計画

8 夜間・休日等に外部への業務委託を行う給油取扱所における事項

夜間・休日等に外部へ業務委託を行う場合は、給油取扱所の運営上、日中及び夜間・休日の組織体制が異なることから、実態に即して、次の事項を予防規程に定めていること。

- (1) 業務委託会社名
- (2) 業務委託時間
- (3) 夜間・休日等外部委託時における保安全管理組織、自衛の消防組織について
- (4) 夜間・休日等外部委託時における緊急時の連絡体制について

[参考] 別記 6 0 予防規程（例）別紙 1

第4 予防規程の形式及び作成例

1 予防規程の形式

危険物施設の保安確保を推進するためには、危険物施設の従業員の保安に対する認識を深めることが重要であり、このための方策の一つとして、予防規程に定められる内容を理解しやすいものとすることが考えられ、これには例えば、写真・イラスト・挿絵等を用いることが挙げられる。

また、予防規程以外に保安マニュアル等が作成されており、予防規程の内容がわかりやすく記述されている場合は、予防規程の中にこれらのマニュアルの当該部分を引用することも可能である。

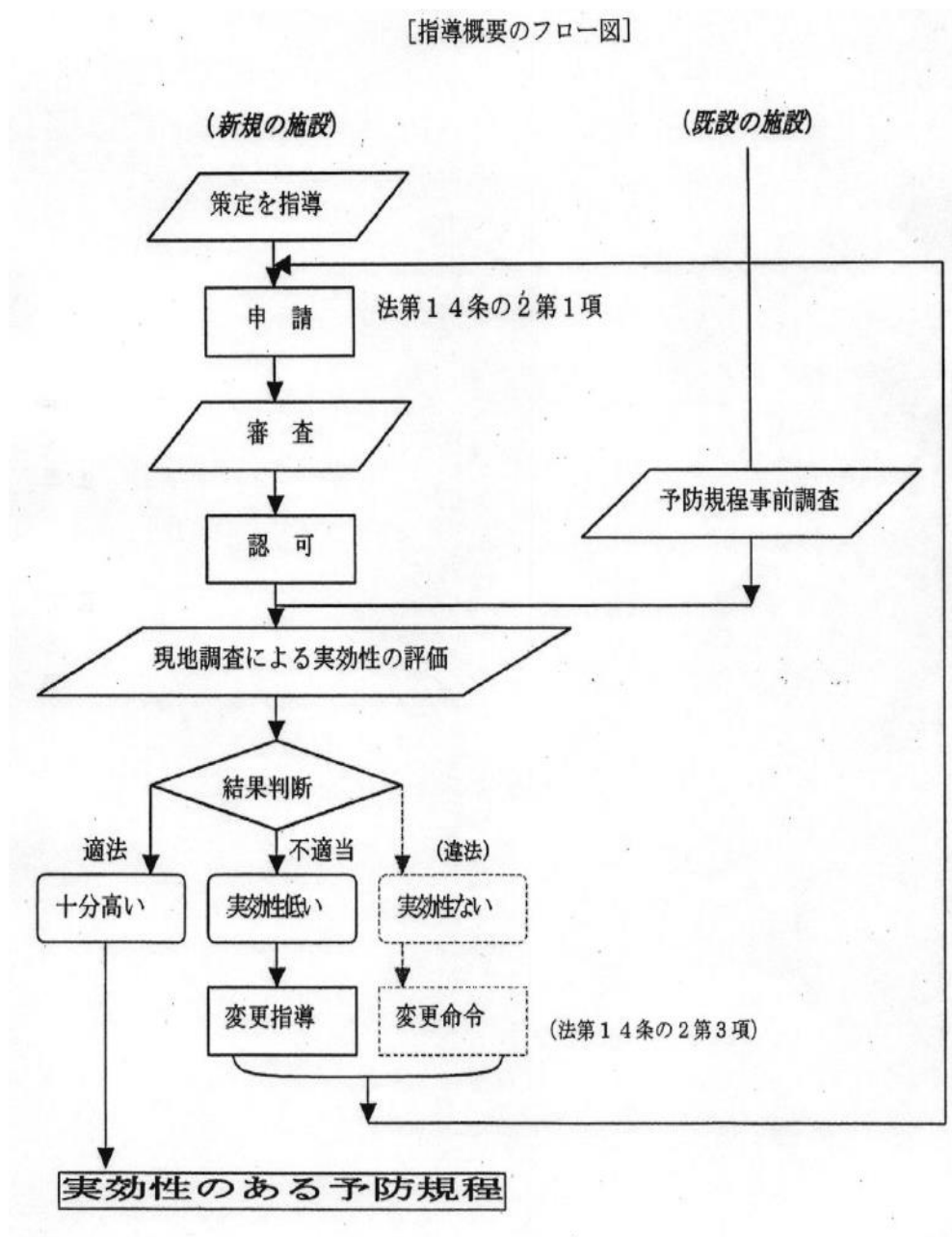
なお、これらの方法により予防規程を作成した場合に、個人名が含まれることが考えられるが、この場合には、**個人名に変更があっても予防規程の変更の許可は要しないものである。**

2 予防規程の作成例

給油取扱所を例に作成した予防規程について別記60に示す。

第5 その他

予防規程の実効性を確保するため、次図の「指導概要のフロー図」に沿い指導の推進を図ること。



第 9 章 消防法に基づく申請に対する 許認可等の処分の標準処理期間

(平成 6 年 9 月 2 7 日消防局長決裁)

(令和 3 年 3 月 3 1 日一部改正)

行政手続法第 6 条に基づき、法及び政令に基づく申請に対する処分の標準処理期間は、次表に定める期間とする。

	申 請 の 種 別		適 用 条 項	区 分	期 間 (日)
1	仮貯蔵又は仮取扱いの承認（法第 10 条第 1 項ただし書）				3
2	製造所等の許可 （法第 11 条第 1 項）	製造所	政令第 9 条	設置許可	2 1
				変更許可	1 4
		屋内貯蔵所	政令第 10 条第 1 項 第 4 項 第 5 項	設置許可	5
				変更許可	4
			政令第 10 条第 2 項 第 3 項	設置許可	6
				変更許可	4
			政令第 10 条第 6 項	設置許可	7
				変更許可	4
		特定屋外タンク貯蔵所	政令第 11 条第 1 項	設置許可	5 0
				変更許可	4 0
		特定屋外タンク貯蔵所 以外の屋外タンク貯蔵 所	政令第 11 条第 1 項	設置許可	7
				変更許可	5

		屋内タンク貯蔵所	政令第12条第1項 第2項	設置許可	6
				変更許可	5
			政令第12条第3項	設置許可	7
				変更許可	6
		地下タンク貯蔵所	政令第13条	設置許可	6
				変更許可	3
		簡易タンク貯蔵所	政令第14条	設置許可	3
				変更許可	2
		移動タンク貯蔵所	政令第15条第1項	設置許可	5
				変更許可	3
			政令第15条第2項 第3項 第4項	設置許可	4
				変更許可	3
		屋外貯蔵所	政令第16条	設置許可	4
				変更許可	2
給油取扱所	政令第17条第1項 (第5項(セルフ)の 屋外を含む。)	設置許可	8		
		変更許可	6		
	政令第17条第2項 (第5項(セルフ)の 屋内を含む。)	設置許可	10		
		変更許可	6		
	政令第17条第3項 (航空機及び船舶 給油取扱所)	設置許可	10		
		変更許可	6		

			政令第 17 条第 3 項 (自家用給油取扱所)	設置許可	7
				変更許可	5
			政令第 17 条第 4 項	設置許可	10
				変更許可	8
		第 1 種販売取扱所	政令第 18 条第 1 項	設置許可	6
				変更許可	3
		第 2 種販売取扱所	政令第 18 条第 2 項	設置許可	7
				変更許可	3
		移送取扱所	政令第 18 条の 2 第 1 項	設置許可	21
				変更許可	14
		一般取扱所	政令第 19 条第 1 項	設置許可	10
				変更許可	5
			政令第 19 条第 2 項	設置許可	7
				変更許可	5
3	製造所等の完成 検査(法第 11 条 第 5 項)	製造所		5	
		屋内貯蔵所		3	
		屋外タンク貯蔵所		3	
		屋内タンク貯蔵所		3	
		地下タンク貯蔵所		3	
		簡易タンク貯蔵所		2	

		移動タンク貯蔵所			2
		屋外貯蔵所			2
		給油取扱所			4
		第1種販売取扱所			3
		第2種販売取扱所			3
		移送取扱所			5
		一般取扱所			5
4	仮使用承認（法第11条第5項ただし書）	変更許可申請と同時に申請した場合		変更許可と同じ処理期間	
		変更許可後に申請した場合			3
5	完成検査前検査（法第11条の2）	特定屋外貯蔵タンク	政令第8条の2第5項	基礎・地盤検査	30
				溶接部検査	30
				水張検査	4
		特定屋外貯蔵タンク以外のタンク	政令第8条の2第5項 政令第8条の2の2	水張検査	3
			水圧検査	3	
6	予防規程の認可（法第14条の2第1項）	給油取扱所	政令第37条		3
		給油取扱所以外			7
7	保安検査（法第14条の3）	定期保安検査			20
		臨時保安検査	政令第8条の4第5項		20

8	完成検査済証の再交付	移動タンク貯蔵所	政令第8条第4項		2
		移動タンク貯蔵所以外の製造所等			2
9	保安検査時期の変更の承認		政令第8条の4第2項ただし書		4

備考1 検査の処理期間については、検査日を起算日とする。

備考2 法及び政令に基づく申請に対する処分の標準処理期間には、土日、祝祭日及び年末年始を含まない。（仙台市の休日を定める条例（平成元年9月22日仙台市条例第61号）第1条に掲げる日を含まない。）

附 則

- 1 この基準は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に消防法第 11 条第 1 項の規定により許可を受けている製造所等の構造及び設備で、この基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、この基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 7 年 10 月 31 日改正)

この基準は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 2 月 23 日改正)

この基準は、平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 4 日改正)

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 6 月 5 日改正)

この基準は、平成 13 年 6 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 10 月 4 日改正)

この基準は、平成 13 年 10 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 25 日改正)

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 29 日改正)

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日改正)

この基準は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日改正)

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日改正)

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日改正)

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日改正)

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日改正)

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 31 日改正)

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 1 日改正)

この基準は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 2 月 1 7 日改正）

この基準は、令和 5 年 2 月 2 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 2 8 日改正）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。